



熊本県公報

第13296号
令和6年(2024年)
1月12日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課)	2
○保安林の指定施業要件の変更	(〃)	3
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定	(会計課)	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
○道路の区域変更	(〃)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新	(障がい者支援課)	5
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(高齢者支援課)	5
○熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項	(薬務衛生課)	5
○令和5年度(2023年度)予算の要領	(財政課)	28
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課)	63
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(〃)	64
○清水が丘学園児童棟備品(什器)の競争入札参加資格等	(管理調達課)	64
○清水が丘学園児童棟備品(厨房機器その1)の競争入札参加資格等	(〃)	64
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課)	65
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃)	66
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(〃)	67
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	(〃)	67
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃)	68
○清水が丘学園児童棟備品(木製畳ベッドほか)の競争入札参加資格等	(管理調達課)	68
○清水が丘学園児童棟備品(電化製品その1)の競争入札参加資格等	(〃)	69
○清水が丘学園児童棟備品(AED)の競争入札参加資格等	(〃)	70
○清水が丘学園児童棟消耗品(衣類タンスほか)の競争入札参加資格等	(〃)	70
○清水が丘学園児童棟消耗品(厨房機器その2)の競争入札参加資格等	(〃)	71
○清水が丘学園児童棟消耗品(敷布団ほか)の競争入札参加資格等	(〃)	71
○清水が丘学園児童棟消耗品(電化製品その2)の競争入札参加資格等	(〃)	72
○清水が丘学園児童棟消耗品(散水ホースほか)の競争入札参加資格等	(〃)	73
公 告		
○益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る仮設店舗賃貸借業務の一般競争入札の落札者決定	(都市計画課)	73
○緑川地域森林計画の樹立	(森林整備課)	74
○白川・菊池川地域森林計画の変更	(〃)	74
○球磨川地域森林計画の変更	(〃)	74
○天草地域森林計画の変更	(〃)	74
○道路の位置の指定	(建築課)	74
○大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届出	(商工振興金融課)	75
○大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届出	(〃)	75
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(森林整備課)	76
○本渡都市計画道路の変更	(都市計画課)	76
○清水が丘学園児童棟備品(什器)の一般競争入札の実施	(管理調達課)	76
○清水が丘学園児童棟備品(厨房機器その1)の一般競争入札の実施	(〃)	80
○清水が丘学園児童棟備品(木製畳ベッドほか)の一般競争入札の実施	(〃)	84
○清水が丘学園児童棟備品(電化製品その1)の一般競争入札	(〃)	

の 実 施	(〃)	88
○ 清 水 が 丘 学 園 児 童 棟 備 品 (A E D) の 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	92
○ 清 水 が 丘 学 園 児 童 棟 消 耗 品 (衣 類 タ ン ス ほ か) の 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	96
○ 清 水 が 丘 学 園 児 童 棟 消 耗 品 (厨 房 機 器 そ の 2) の 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	100
○ 清 水 が 丘 学 園 児 童 棟 消 耗 品 (敷 布 団 ほ か) の 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	104
○ 清 水 が 丘 学 園 児 童 棟 消 耗 品 (電 化 製 品 そ の 2) の 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	108
○ 清 水 が 丘 学 園 児 童 棟 消 耗 品 (散 水 ホ ー ス ほ か) の 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	112
登 載 依 頼		
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 大 津 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 等	(大 津 支 援 学 校)	117
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 大 津 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	117
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 松 橋 西 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 等	(松 橋 西 支 援 学 校)	121
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 松 橋 西 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	121
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 荒 尾 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 等	(荒 尾 支 援 学 校)	125
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 荒 尾 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	125
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 熊 本 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 等	(熊 本 支 援 学 校)	129
○ 令 和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度) 熊 本 県 立 熊 本 支 援 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	130
○ 地 方 公 営 企 業 等 の 労 働 関 係 に 関 す る 法 律 第 5 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者 の 範 囲	(労 働 委 員 会)	133
○ 気 象 観 測 設 備 改 修 工 事 に 係 る 条 件 付 き 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(熊 本 県 道 路 公 社)	134
○ 第 1 6 3 回 熊 本 県 都 市 計 画 審 議 会 の 開 催	(都 市 計 画 審 議 会)	141
○ 小 川 工 業 高 校 新 実 習 棟 へ の 実 習 機 器 等 物 品 移 転 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 等	(小 川 工 業 高 校)	141
○ 小 川 工 業 高 校 新 実 習 棟 へ の 実 習 機 器 等 物 品 移 転 業 務 に 係 る 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	142
○ 熊 本 県 警 察 本 部 が 所 管 す る 施 設 で 使 用 す る 電 気 (低 圧) の 調 達 に 係 る 一 般 競 争 入 札 の 参 加 資 格 等	(警 察 本 部 会 計 課)	145
○ 熊 本 県 警 察 本 部 が 所 管 す る 施 設 で 使 用 す る 電 気 (低 圧) の 調 達 に 係 る 一 般 競 争 入 札 の 実 施	(〃)	146

告 示

熊 本 県 告 示 第 2 1 号

森 林 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 2 4 9 号) 第 3 3 条 の 2 の 規 定 に よ り 、 次 の よ う に 保 安 林 の 指 定 施 業 要 件 を 変 更 す る。

令 和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 月 1 2 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 保 安 林 の 所 在 場 所 熊 本 県 天 草 市 (次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る 。)
- (2) 指 定 の 目 的 水 源 の 涵 養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 次 の 森 林 に つ い て は 、 主 伐 に 係 る 立 木 の 伐 採 を 禁 止 す る 。
天 草 市 (次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る 。)
 - (イ) 次 の 森 林 に つ い て は 、 主 伐 は 、 択 伐 に よ る 。
天 草 市 (次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る 。)
 - (ウ) そ の 他 の 森 林 に つ い て は 、 主 伐 に 係 る 伐 採 種 を 定 め ない。
 - (エ) 主 伐 と し て 伐 採 を す る こ と が で き る 立 木 は 、 当 該 立 木 の 所 在 す る 市 町 村 に 係 る 市 町 村 森 林 整 備 計 画 で 定 め る 標 準 伐 期 齢 以 上 の も の と す る。
 - (オ) 間 伐 に 係 る 森 林 は 、 次 の と お り と す る。
 - イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 並 び に 植 栽 の 方 法 ・ 期 間 及 び 樹 種 次 の と お り と す る。
- 2 (1) 保 安 林 の 所 在 場 所 熊 本 県 天 草 市 (国 有 林 。 次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る 。) 、 天 草 市 (次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る 。)
- (2) 指 定 の 目 的 土 砂 の 流 出 の 防 備

- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 3 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 4 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 落石の危険の防止
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 5 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 公衆の保健
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 潮害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 落石の危険の防止
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第23号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。
 令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
宇城市松橋町大野85番地	宇城市 宇城市長 守田 憲史	令和5年（2023年） 12月25日

熊本県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和6年（2024年）1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	長洲玉名線	玉名郡長洲町大字清源寺字大辻 1775番2地先から 玉名郡長洲町大字清源寺字外目 1623番1地先まで	前	6.8 ～ 8.0	280.3	広域連携交付金
			後	7.0 ～ 14.9	280.0	
		玉名郡長洲町大字宮野字辻屋敷 872番1地先から 玉名郡長洲町大字清源寺字外目 1593番1地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	
			後	15.5 ～ 35.7	1,329.3	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）1月12日

熊本県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和6年（2024年）1月12日から60日間、熊本県土木部道路

都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町多久字山ノ口 83番2地先から 同所 83番2地先まで	前	9.6 ～ 24.3	29.1	災害防除
			後	24.2 ～ 35.7		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)1月12日

熊本県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
しょうぶ薬局 玉名市岩崎658番地1	令和6年(2024年)1月1日
ハッピー薬局 高道店 玉名市岱明町高道1195番地	令和6年(2024年)1月1日
五日町薬局 人吉市五日町45番地	令和6年(2024年)1月1日
きくちドライブスルー薬局 菊池市西寺1392番地1	令和6年(2024年)1月1日

熊本県告示第27号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーションひかり野II 菊池郡菊陽町光の森1丁目16-5-303	431100463	令和5年(2023年)12月27日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

熊本県告示第28号

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項
熊本県薬局機能情報提供制度実施要項(平成20年熊本県告示第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「電磁的方法「くまもと電子申請窓口」(以下「電子申請」という。)により行う方法とする」を「別記様式1「薬局機能情報報告書によるものとし、薬

局の所在地を管轄する保健所（熊本市内にあつては、薬務衛生課）に提出する」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「1月1日から」を削り、「までの実績」を「時点にかおける薬局機能情報」に改め、同条第2項中「薬局機能情報」を「前項第1号の規定にかかわらず、薬局機能情報」に、「同項第3号(1)」を「同項第3号(3)」に、「の報告の方法は、電子申請により行う方法とする」を「に係る報告を行う場合において規則第11条の2に規定する知事が定める方法は、別記様式2「基本情報等変更報告書」によるものとし、薬局の所在地を管轄する保健所（熊本市内にあつては、薬務衛生課）に提出する」に改め、同項ただし書を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「平成19年3月26日薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知」を「令和5年11月1日医薬発1101第2号厚生労働省医薬局長通知」に改め、同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条中「第5」を「第4条」に改め、「及び電子申請への入力方法」を削り、同条を第5条とする。

別記様式1を次のように改める。

別記様式1

薬局機能情報報告書

調査票（薬局）

機関コード	
機関名称	

【連絡担当者】

記入日	
記入者（氏名）	
記入者（フリガナ）	
役職名	
所属	
連絡先電話番号	
連絡先ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

【薬局の名称】

フリガナ	
名称	
ローマ字	

【薬局の開設者】

フリガナ	
開設者氏名	

【薬局の管理者】

フリガナ	
管理者氏名	

【薬局の所在地】

郵便番号	
所在地（フリガナ）	
所在地	
英語表記	

※所在地座標（緯度）、所在地座標（経度）、市区町村コードは、G-MISにて設定するため、記載不要。

所在地座標（緯度）		所在地座標（経度）	
市区町村コード			

【薬局の面積】

薬局の面積	
-------	--

※単位は「㎡（平米）」。小数点以下は、第1位まで記載する。

【店舗販売業の併設の有無】

項目名	有無
店舗販売業の併設	

0：無し
1：有り

【電話番号及びファクシミリ番号】

①営業日の開店時間内電話番号	
②営業日の開店時間内ファクシミリ番号	
③夜間・休日の電話番号	
④夜間・休日のファクシミリ番号	

【電子メールアドレス】

薬局の電子メールアドレス	
--------------	--

【営業日・開店時間 開店時間(1) 営業日及び開店時間】

営業日								0: 閉店
月	火	水	木	金	土	日	祝	1: 開店

基本となる開店時間	時間帯 1		~	
	時間帯 2		~	
	時間帯 3		~	
	時間帯 4		~	

※時間は24時間表記とし、例「9:00~12:00」のように記載する。

【開店時間帯 1】

※営業日が「1:開店」の場合、記載する。

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
開店時間帯 1	~	~	~	~	~	~	~	~

※時間は24時間表記とし、例「9:00~12:00」のように記載する。

【開店時間帯 2】

※営業日が「1:開店」の場合、記載する。

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
開店時間帯 2	~	~	~	~	~	~	~	~

※時間は24時間表記とし、例「9:00~12:00」のように記載する。

【開店時間帯 3】

※営業日が「1:開店」の場合、記載する。

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
開店時間帯 3	~	~	~	~	~	~	~	~

※時間は24時間表記とし、例「9:00~12:00」のように記載する。

【開店時間帯 4】

※営業日が「1:開店」の場合、記載する。

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
開店時間帯 4	~	~	~	~	~	~	~	~

※時間は24時間表記とし、例「9:00~12:00」のように記載する。

【営業日・開店時間 開店時間（2）閉店日】

毎週決まった曜日に閉店	月	火	水	木	金	土	日	祝
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

0：閉店
1：開店

休業日		月	火	水	木	金	土	日
	第1週	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第2週	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第3週	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第4週	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第5週	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

0：閉店
1：開店

月	火	水	木	金	土	日
					1 第1	2 第2
3	4	5 第1	6	7	8 第2	9
10	11	12 第2	13	14	15 第3	16
17	18	19 第3	20	21	22 第4	23
24	25	26 第4	27	28	29 第5	30
31 第6						

※（1）で営業曜日に選択していても週によって休業をする場合には「0」を選択すること。

項目名	区分
祝日に閉店	<input type="checkbox"/>

0：閉店
1：開店

その他の閉店日（GW、お盆など、具体的な日付を記入）（2000文字以内）

【営業日・開店時間 開店時間（3）開店時間外の対応】

項目名	可否
開店時間外の対応可否	<input type="checkbox"/>

0：不可
1：可能

項目名	可否
開局時間外の対応内容（24時間対応）	<input type="checkbox"/>

0：不可
1：可能

項目名	区分
開局時間外の対応内容（地域輪番制に参加）	<input type="checkbox"/>

0：不参加
1：参加

項目名	区分
開局時間外の対応内容（時間外連絡先は店頭に掲示）	<input type="checkbox"/>

0：非掲示
1：掲示

項目名	区分
開局時間外の対応内容（時間外連絡先は葉袋等に表示）	<input type="checkbox"/>

0：非掲示
1：掲示

【営業日・開店時間 開店時間（4）特記事項】

特記事項（2000文字以内）

【開店時間外で相談できる時間】

開店時間外で相談できる時間 (2000文字以内)

--

【健康サポート薬局である旨の表示の有無】

項目名	有無	
健康サポート薬局の有無		0:無し 1:有り

【地域連携薬局の認定の有無】

項目名	有無	
地域連携薬局の認定の有無		0:無し 1:有り

【専門医療機関連携薬局の認定の区分】

項目名	有無	項目名	区分	
専門医療機関連携薬局の認定の有無		認定「有」の場合の傷病区分（「が ん」）		0:非認定 1:認定

【薬局までの主な利用交通手段】

0:無し
1:有り

ルート1	薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無		最寄りの路線名	
	下車駅名			
	薬局最寄りのバス路線・停留所の有無			
	下車バス停			
	最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)			
ルート2	薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無		最寄りの路線名	
	下車駅名			
	薬局最寄りのバス路線・停留所の有無			
	下車バス停			
	最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)			

記載例	薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	最寄りの路線名	JR
	下車駅名	熊本駅		
	薬局最寄りのバス路線・停留所の有無	<input checked="" type="checkbox"/>		
	下車バス停	〇〇バス停留所		
	最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)			5

特記事項 (2000文字以内)

--

【薬局の駐車場】

項目名	有無
駐車場有無	0:無し 1:有り

「駐車場有無」が「1:有り」の場合、記載する。

駐車場台数	有料	台
	無料	台

「駐車場有無」が「1:有り」の場合、選択する。

項目名	有無
最寄りに有料駐車場あり	0:無し 1:有り
最寄りに無料駐車場あり	

特記事項（駐車場）（2000文字以内）

【ホームページアドレス】

薬局のホームページアドレス	
---------------	--

特記事項（2000文字以内）

【相談に対する対応の可否(1) 服薬等に関する相談(お薬相談)】

項目名	可否
服薬等に関する相談(お薬相談)	

0: 不可
1: 可能

「服薬等に関する相談(お薬相談)」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否
対応可能な内容(01一般用医薬品の相談)		対応可能な内容(02漢方相談)	
対応可能な内容(03公衆衛生相談(ぎょう虫、しらみ駆除、疥癬など))		対応可能な内容(04誤飲・誤食による中毒相談)	

0: 不可
1: 可能

「服薬等に関する相談(お薬相談)」が「1:可能」の場合、記載する。

対応可能な内容(05その他)(2000文字以内)

【相談に対する対応の可否(2) 介護等の相談】

項目名	可否
介護等の相談	

0: 不可
1: 可能

「介護等の相談」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否
対応可能な内容(01介護用品の相談)		対応可能な内容(02介護用食品の相談)	
対応可能な内容(03ストマ装具の相談)		対応可能な内容(04介護保険関連事業所等の紹介)	

0: 不可
1: 可能

「介護等の相談」が「1:可能」の場合、記載する。

対応可能な内容(05その他)(2000文字以内)

【相談に対する対応の可否(3) 育児の相談】

項目名	可否
育児の相談	

0: 不可
1: 可能

「育児の相談」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否
対応可能な内容(01ベビーフード、粉ミルクの相談)		対応可能な内容(02ベビー用衛生用品(紙おむつ等)の相談)	

0: 不可
1: 可能

「育児の相談」が「1:可能」の場合、記載する。

対応可能な内容(03その他)(2000文字以内)

【相談に対する対応の可否(4) 生活習慣病の相談】

項目名	可否
生活習慣病の相談	

0: 不可
1: 可能

「生活習慣病の相談」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否
対応可能な内容(01特定保健用食品の相談)		対応可能な内容(02各種疾病用食品の相談)	
対応可能な内容(03各種検査薬の相談)		対応可能な内容(04自己血糖測定器の相談)	
対応可能な内容(05体脂肪測定器の相談)		対応可能な内容(06血圧測定器の相談)	
対応可能な内容(07栄養相談)		対応可能な内容(08健康食品の相談)	

0: 不可
1: 可能

「生活習慣病の相談」が「1:可能」の場合、記載する。

対応可能な内容(09その他)(2000文字以内)

【相談に対する対応の可否(5) 禁煙の相談】

項目名	可否
禁煙の相談	

0: 不可
1: 可能

【相談に対する対応の可否(6) 健康相談】

項目名	可否
健康相談	

0: 不可
1: 可能

【相談に対する対応の可否(7) 時間外の相談対応可否】

項目名	可否
時間外の相談対応可否	0: 不可 1: 可能

「時間外の相談対応可否」が「1:可能」の場合、記載する。
時間外対応が可能な相談内容に関する特記事項(2000文字以内)

【相談に対する対応の可否(8) 時間外への対応可能時間】

時間外への対応可能時間(300文字以内)

「時間外への対応可能時間」がある場合、記載する。
時間外への対応可能時間に関する特記事項(2000文字以内)

【相談に対する対応の可否(9) 時間外への対応連絡先(電話番号)】

時間外への対応連絡先(電話番号)	
------------------	--

「時間外への対応連絡先(電話番号)」がある場合、記載する。
時間外への対応連絡先(電話番号)に関する特記事項(2000文字以内)

【相談に対する対応の可否（10）備考】

備考（2000文字以内）

【相談できるサービスの方法】

項目名	有無	項目名	有無	項目名	有無
電話による対応		メールによる対応		SMSによる対応	

0：無し
1：有り

その他の相談できるサービスの方法（2000文字以内）

【薬剤師不在時間の有無】

項目名	有無
薬剤師不在時間の有無	

0：無し
1：有り

【対応することができる外国語の種類】

※下記言語による対応が「1:可能」の場合、「対応レベル」「事前連絡の必要性」を設定する。

言語	可否	対応レベル	事前連絡の必要性
英語による対応			
中国語（簡体字）による対応			
中国語（繁体字）による対応			
韓国語・朝鮮語による対応			

可否 対応レベル 事前連絡の必要性
 0：不可 1：片言 1：事前連絡必要
 1：可能 2：日常会話 2：事前連絡不要
 3：母国語並

対応レベル 事前連絡の必要性
 1：片言 1：事前連絡必要
 2：日常会話 2：事前連絡不要
 3：母国語並

その他の外国語による対応	言語	対応レベル	事前連絡の必要性
外国語1			
外国語2			
外国語3			

外国語対応に関する特記事項（200文字以内）

【障害者に対する配慮（1）聴覚障害者に対するサービス】

項目名	可否	
手話による服薬指導や相談が可能		0：不可 1：可能
項目名	要否	
手話による服薬指導や相談に関する事前連絡の必要性		1：必要 2：不要
項目名	可否	
手話以外での服薬指導や相談が可能		0：不可 1：可能
項目名	要否	
手話以外での服薬指導や相談に関する事前連絡の必要性		1：必要 2：不要
項目名	可否	
手話以外の対応可能な方法として画面表示による対応可否		0：不可 1：可能
項目名	可否	
手話以外の対応可能な方法として文書による対応可否		0：不可 1：可能
項目名	可否	
手話以外の対応可能な方法として筆談による対応可否		0：不可 1：可能
項目名	可否	
手話以外の対応可能な方法として上記以外の方法による対応可否		0：不可 1：可能

【障害者に対する配慮（2）視覚障害者に対するサービス】

項目名	可否	
薬袋への点字表示が可能		0：不可 1：可能
項目名	可否	
薬剤への点字表示が可能		0：不可 1：可能
項目名	可否	
服薬指導用文書への点字表示が可能		0：不可 1：可能
項目名	可否	
お薬服用識別シールでの対応が可能		0：不可 1：可能
項目名	可否	
点字による服薬指導や相談が可能		0：不可 1：可能
項目名	要否	
点字による服薬指導や相談に関する事前連絡の必要性		1：必要 2：不要
項目名	可否	
点字以外での服薬指導や相談が可能		0：不可 1：可能
項目名	要否	
点字以外での服薬指導や相談に関する事前連絡の必要性		1：必要 2：不要

項目名	可否	項目名	設置
音声案内が可能		点字ブロックが設置	
			0：不可 1：可能
			0：非設置 1：設置

【車椅子の利用者に対する配慮】

項目名	可否
車椅子での来局可否	

0: 不可
1: 可能

項目名	有無	項目名	有無	項目名	有無
スロープの有無		手すりの有無		身体障害者用トイレの有無	
車椅子利用者用駐車場の有無		点状ブロックの有無		昇降機の有無	

0: 無し
1: 有り

項目名	有無
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する「建築物移動等円滑化基準」への適合の有無（バリアフリー）	

0: 無し
1: 有り

【特定販売を行う際に使用する通信手段 (1) 電話による販売】

項目名	有無
電話による販売の有無	

0: 無し
1: 有り

「電話による販売の有無」が「1:有り」の場合、記載する。

電話による販売時間(300文字以内)

「電話による販売の有無」が「1:有り」の場合、選択する。

項目名	有無	項目名	有無
電話による販売を行う医薬品の区分(薬局製造販売医薬品)		電話による販売を行う医薬品の区分(第1類医薬品)	
電話による販売を行う医薬品の区分(第2類医薬品)		電話による販売を行う医薬品の区分(第3類医薬品)	

0: 無し
1: 有り

【特定販売を行う際に使用する通信手段 (2) インターネットによる販売】

項目名	有無
インターネットによる販売の有無	

0: 無し
1: 有り

「インターネットによる販売の有無」が「1:有り」の場合、記載する。

インターネットによる販売時間(300文字以内)

「インターネットによる販売の有無」が「1:有り」の場合、選択する。

項目名	有無	項目名	有無
インターネットによる販売を行う医薬品の区分(薬局製造販売医薬品)		インターネットによる販売を行う医薬品の区分(第1類医薬品)	
インターネットによる販売を行う医薬品の区分(第2類医薬品)		インターネットによる販売を行う医薬品の区分(第3類医薬品)	

0: 無し
1: 有り

【特定販売を行う際に使用する通信手段 (3) カタログによる販売】

項目名	有無
カタログによる販売の有無	

0: 無し
1: 有り

「カタログによる販売の有無」が「1:有り」の場合、記載する。

カタログによる販売時間(300文字以内)

「カタログによる販売の有無」が「1:有り」の場合、選択する。

項目名	有無	項目名	有無
カタログによる販売を行う医薬品の区分(薬局製造販売医薬品)		カタログによる販売を行う医薬品の区分(第1類医薬品)	
カタログによる販売を行う医薬品の区分(第2類医薬品)		カタログによる販売を行う医薬品の区分(第3類医薬品)	

0: 無し
1: 有り

【特定販売を行う際に使用する通信手段 (4) その他の方法による販売】

その他の販売方法の通信手段 (2000文字以内)

「その他の販売方法の通信手段」がある場合、記載する。

その他の方法による販売時間 (300文字以内)

「その他の販売方法の通信手段」がある場合、選択する。

項目名	有無	項目名	有無
その他の方法による販売を行う医薬品の区分 (薬局製造販売医薬品)		その他の方法による販売を行う医薬品の区分 (第1類医薬品)	
その他の方法による販売を行う医薬品の区分 (第2類医薬品)		その他の方法による販売を行う医薬品の区分 (第3類医薬品)	

0:無し
1:有り

【薬局製剤実施の可否】

項目名	可否
薬局製剤実施の可否	

0:不可
1:可能

【薬局医薬品の取扱品目数】

項目名	数量
薬局医薬品の取扱品目数	品目

【要指導医薬品・一般用医薬品の取扱品目数】

項目名	数量
要指導医薬品・一般用医薬品の取扱品目数	品目

【特別用途食品の取扱いの有無】

項目名	有無	項目名	有無	項目名	有無
病者用食品		乳児用調整乳		えん下困難者用食品	

0:無し
1:有り

【配送サービスの利用可否について】

項目名	可否
配送サービスの利用可否	

0: 不可
1: 可能

【配送サービスの利用の方法について】

※「配送サービスの利用可否」が「1:可能」の場合、記載する。
配送の方法（2000文字以内）

【配送サービスの利用の費用について】

※「配送サービスの利用可否」が「1:可能」の場合、記載する。
配送の費用（2000文字以内）

【医療保険及び公費負担等の取扱い（1）健康保険法に基づく保険薬局としての指定の有無】

項目名	有無
健康保険法に基づく保険薬局としての指定の有無	

0: 無し
1: 有り

【医療保険及び公費負担等の取扱い（2）届出が必要な公費負担等の取扱い】

項目名	有無
生活保護法に基づく指定の有無	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定の有無	
公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定の有無	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定の有無	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無(精神通院医療)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無(育成医療・更生医療)	
労働者災害補償保険法に基づく指定の有無	
児童福祉法に基づく指定の有無	
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定の有無	
母子保健法に基づく指定の有無	
戦傷病者特別援護法に基づく指定の有無	

0: 無し
1: 有り

【電子決済による料金の支払の可否（1）電子決済サービスの有無】

項目名	可否
電子決済サービスへの対応	0：不可 1：可能

【電子決済による料金の支払の可否（2）対応可能な決済サービス】

「電子決済サービスへの対応」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否
クレジットカードによる処方箋調剤に関する支払いが可能		クレジットカードによる一般薬その他に関する支払いが可能	0：不可 1：可能
デビットカードによる処方箋調剤に関する支払いが可能		デビットカードによる一般薬その他に関する支払いが可能	
その他電子決済による処方箋調剤に関する支払いが可能		その他電子決済による一般薬その他に関する支払いが可能	

【電子決済による料金の支払の可否（3）決済サービス名称】

「クレジットカードによる処方箋調剤に関する支払いが可能」又は「クレジットカードによる一般薬その他に関する支払いが可能」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否	項目名	可否
JCB（クレジットカード）		VISA（クレジットカード）		Master Card（クレジットカード）	0：不可 1：可能
中国銀聯（クレジットカード）		American Express		DISCOVER	
Diners Club		UFJ		DC	
ニコス					

「デビットカードによる処方箋調剤に関する支払いが可能」又は「デビットカードによる一般薬その他に関する支払いが可能」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否	項目名	可否
JCB（デビットカード）		VISA（デビットカード）		Master Card（デビットカード）	0：不可 1：可能
中国銀聯（デビットカード）					

「その他電子決済による処方箋調剤に関する支払いが可能」又は「その他電子決済による一般薬その他に関する支払いが可能」が「1:可能」の場合、選択する。

項目名	可否	項目名	可否	項目名	可否
交通系電子マネー（Suica等）		E dy		iD	0：不可 1：可能
QUICPay		提示している電子決済サービス以外で可能な決済サービス			

特記事項 (2000文字以内)

【認定薬剤師の種類及び人数】

項目名	人数
研修認定薬剤師（公益財団法人日本薬剤師研修センター(CPC)）の人数	人
漢方薬・生薬認定薬剤師（公益財団法人日本薬剤師研修センターと日本生薬学会が合同認定）の人数	人
小児薬物療法認定薬剤師（公益財団法人日本薬剤師研修センターと日本小児臨床薬理学会の合同認定）の人数	人
認定実務実習指導薬剤師（一般社団法人薬学教育協議会）の人数	人
地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（一般社団法人日本医療薬学会）の人数	人
外来がん治療専門薬剤師（一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会）の人数	人

項目名	資格名	項目名	人数
上記以外の認定薬剤師の資格名(1)		上記以外の認定薬剤師の人数(1)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(2)		上記以外の認定薬剤師の人数(2)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(3)		上記以外の認定薬剤師の人数(3)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(4)		上記以外の認定薬剤師の人数(4)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(5)		上記以外の認定薬剤師の人数(5)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(6)		上記以外の認定薬剤師の人数(6)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(7)		上記以外の認定薬剤師の人数(7)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(8)		上記以外の認定薬剤師の人数(8)	人
上記以外の認定薬剤師の資格名(9)		上記以外の認定薬剤師の人数(9)	人

【健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数】

項目名	人数
健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	人

【登録販売者、その他資格者の人数】

項目名	人数	項目名	人数	項目名	人数
登録販売者の人数	人	管理栄養士の人数	人	栄養士的人数	人
その他資格者の人数					

【薬局の業務内容】

項目名	可否
無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否（他の薬局の無菌調剤室を利用する場合を含む。）	

0：不可
1：可能

項目名	有無	項目名	有無	項目名	有無
無菌調剤室の有無		クリーンベンチの有無		安全キャビネットの有無	

0：無し
1：有り

項目名	回数	項目名	回数
無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数	回	無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数	回

無菌製剤処理に係る特記事項 ※無菌調剤室を共同利用する場合は、無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地等を記載する。（2000文字以内）

項目名	可否
一包化に係る調剤の実施の可否	

0：不可
1：可能

※「麻薬に係る調剤の実施の可否」が「1:可能」の場合、実施回数を記載する。

項目名	可否	回数
麻薬に係る調剤の実施		回

0：不可
1：可能

項目名	可否
浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否	

0：不可
1：可能

※「医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否」が「1:可能」の場合、実施件数を記載する。

項目名	可否	実施件数
医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施		件

0：不可
1：可能

項目名	有無
携帯型ディスポーザブル注入ポンプ（PCA型）の取扱いの有無	

0：無し
1：有り

項目名	有無
小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無	

0：無し
1：有り

項目名	有無
医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否	

0：無し
1：有り

項目名	可否							
オンライン服薬指導の実施の可否	<input type="checkbox"/>	0:不可 1:可能						
<p>「オンライン服薬指導の実施の可否」が「1:可能」の場合、記載する。 オンライン服薬指導に対応するシステム (2000文字以内)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>								
<p>「オンライン服薬指導の実施の可否」が「1:可能」の場合、記載する。 オンライン服薬指導に関するページのURL (1000文字以内)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>								
<p>「オンライン服薬指導の実施の可否」が「1:可能」の場合、記載する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:80%; text-align:center;">項目名</td> <td style="width:10%; text-align:center;">回数</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>オンライン服薬指導を実施した回数</td> <td style="text-align:center;"><input type="checkbox"/></td> <td>回</td> </tr> </table>			項目名	回数		オンライン服薬指導を実施した回数	<input type="checkbox"/>	回
項目名	回数							
オンライン服薬指導を実施した回数	<input type="checkbox"/>	回						
項目名	可否							
マイナンバーカードの保険証利用により取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施	<input type="checkbox"/>	0:不可 1:可能						
項目名	可否							
電子処方箋の受付の可否	<input type="checkbox"/>	0:不可 1:可能						
項目名	件数							
リフィル処方箋の対応実績の件数	<input type="checkbox"/>	件						
項目名	有無							
電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	<input type="checkbox"/>	0:無し 1:有り						
項目名	可否							
お薬手帳の交付の可否	<input type="checkbox"/>	0:不可 1:可能						
項目名	可否							
電子版お薬手帳の対応の可否	<input type="checkbox"/>	0:不可 1:可能						
項目名	可否							
緊急避妊薬の調剤の対応可否	<input type="checkbox"/>	0:不可 1:可能						
項目名	可否							
オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否	<input type="checkbox"/>	0:不可 1:可能						
項目名	有無							
高度管理医療機器の販売業許可の有無	<input type="checkbox"/>	0:無し 1:有り						
項目名	有無							
高度管理医療機器の貸与業許可の有無	<input type="checkbox"/>	0:無し 1:有り						

項目名	有無
検体測定室の設置の有無	

0:無し
1:有り

「検体測定室の設置の有無」が「1:有り」の場合、選択する。

項目名	有無	項目名	有無	項目名	有無
検体測定室の検査項目の有無 (AST(GOT))		検体測定室の検査項目の有無 (ALT(GPT))		検体測定室の検査項目の有無 (γ-GT (γ-GTP))	
検体測定室の検査項目の有無 (中性脂肪(TG))		検体測定室の検査項目の有無 (HDLコレステロール)		検体測定室の検査項目の有無 (LDLコレステロール)	
検体測定室の検査項目の有無 (Non-HDLコレステロール)		検体測定室の検査項目の有無 (血糖)		検体測定室の検査項目の有無 (HbA1c)	

0:無し
1:有り

「検体測定室の設置の有無」が「1:有り」の場合、記載する。

検体測定室の検査費用 (200文字以内)

項目名	有無	項目名	有無	項目名	有無
事業継続計画 (BCP) の策定の有無		非常用電源の有無		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく都道府県との協定の締結	
新型コロナウイルス抗原検査キットの取扱いの有無					

0:無し
1:有り

【地域医療連携体制】

項目名	有無
医療連携の有無	

0:無し
1:有り

「医療連携の有無」が「1:有り」の場合、選択する。

項目名	有無	項目名	有無
プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無		プロトコルに基づいた薬物治療管理 (PBP) の取組の有無	
地域の医療機関等が連携した薬剤のフォーミュラリーを導入する取組			

0:無し
1:有り

項目名	有無
地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無	

0:無し
1:有り

※「入院時の情報を共有する体制の有無」が「1:有り」の場合、共有した回数を記載する。

項目名	有無	回数
入院時の情報を共有する体制		回

0:無し
1:有り

※「退院時の情報を共有する体制の有無」が「1:有り」の場合、共有した回数を記載する。

項目名	有無	回数
退院時の情報を共有する体制		回

0:無し
1:有り

項目名	回数
入院時の情報を共有する体制及び退院時の情報を共有する体制に掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数	回

項目名	有無
受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無	

0:無し
1:有り

「受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無」が「1:有り」の場合、選択する。

項目名	有無
受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供実績の有無	

0:無し
1:有り

項目名	有無
地域住民への啓発活動への参加の有無	

0:無し
1:有り

項目名	選択値
調剤基本料の届出状況	

1:調剤基本料1 2:調剤基本料2 3:調剤基本料3イ
4:調剤基本料3ロ 5:調剤基本料3ハ 6:特別調剤基本料

項目名	選択値
地域支援体制加算の届出状況	

0:無し 1:地域支援体制加算1 2:地域支援体制加算2
3:地域支援体制加算3 4:地域支援体制加算4

項目名	有無
連携強化加算の届出の有無	

0:無し
1:有り

【薬局の薬剤師数】

項目名	人数	項目名	人数	項目名	人数
勤務薬剤師の常勤の人数	人	勤務薬剤師の非常勤の人数	人	勤務薬剤師の非常勤の人数(常勤換算)	人

【医療安全対策の実施】

項目名	件数
(i) 副作用等に係る報告の実施件数	件

項目名	有無
(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無	

0:無し
1:有り

【感染防止対策の実施の有無】

項目名	有無
感染防止対策の実施の有無	

0:無し
1:有り

【情報開示の体制】

項目名	可否
情報開示の体制	

0:不可
1:可能

【症例を検討するための会議等の開催の有無】

項目名	有無
症例を検討するための会議等の開催の有無	

0:無し
1:有り

【総取扱処方箋数】

項目名	枚数
総取扱処方箋数	枚

【健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数】

項目名	回数
健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数	回

【患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数】

項目名	回数
処方箋を応需した者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	回

【患者満足度の調査】

項目名	有無	項目名	有無
(i) 患者満足度の調査の実施の有無		(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	

0:無し
1:有り

【地域連携薬局 ※地域連携薬局ではない場合、入力不要です。】

項目名	人数
地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数	人

項目名	回数
休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	回
在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	回

項目名	回数
地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	回
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数	回

【専門医療機関連携薬局 ※専門医療機関連携薬局ではない場合、入力不要です。】

項目名	人数
第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数	人

項目名	回数
第十条の三第三項第二号に基づき、同項第一号の医療機関に情報を共有した回数	回
休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	回
在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	回

項目名	回数
地域における他の薬局開設者に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数	回
地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	回

別記様式2を次のように改める。

別記様式2

基本情報等変更報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒 - TEL

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第2項の規定により、下記のとおり基本情報等について変更が生じたので報告します。

許可番号及び年月日	第 号 年 月 日		
薬局の名称			
薬局の所在地	〒 - TEL - -		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日		
備考			

熊本県知事 様

決裁区	課長	文書分類	分類記号	006-004-001-001	主題名	届出又は報告に関する文書	保存期限	3年
本届書について、受理してよろしいか。						起案	年 月 日	
課長 (所長)	審議員 (次長)	薬事班長 (次長)	監視麻薬長 (課長)	主幹	起案者	課員		
受付日付印		決裁日付印						
衛生総合情報システム受付番号								

附 則
この要項は、告示の日から施行し、令和6年1月5日から適用する。

熊本県告示第29号

令和5年度(2023年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和5年12月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,426,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ960,882,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		223,515,409	163,660	223,679,069
	1 地方交付税	223,515,409	163,660	223,679,069
2 分担金及び負担金		3,934,796	36,500	3,971,296
	1 負担金	3,301,354	36,500	3,337,854
3 国庫支出金		203,264,808	2,466,769	205,731,577
	1 国庫負担金	48,368,357	852,008	49,220,365
	2 国庫補助金	153,142,925	1,614,686	154,757,611
	3 国庫委託金	1,753,526	75	1,753,601
4 寄附金		353,566	782,855	1,136,421
	1 寄附金	353,566	782,855	1,136,421
5 繰入金		59,999,754	4,770,014	64,769,768
	1 基金繰入金	59,773,771	4,770,014	64,543,785
6 繰越金		5,281,502	1,403,155	6,684,657
	1 繰越金	5,281,502	1,403,155	6,684,657

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 諸 収 入		69,953,286	133,280	70,086,566
	1 受 託 事 業 入	2,476,261	105,000	2,581,261
	2 雑 入	9,379,304	28,280	9,407,584
8 県 債		86,805,000	670,000	87,475,000
	1 県 債	86,805,000	670,000	87,475,000
歳 入 合 計		950,456,201	10,426,233	960,882,434

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		52,317,202	6,435,028	58,752,230
	1 総務管理費	20,184,679	419,660	20,604,339
	2 企 画 費	12,981,018	154,140	13,135,158
	3 徴 税 費	7,863,447	1,111,228	8,974,675
	4 市 町 村 費	6,687,889	4,750,000	11,437,889
2 民 生 費		109,333,598	446,345	109,779,943
	1 社会福祉費	60,789,261	1,708	60,790,969
	2 児童福祉費	42,826,418	441,445	43,267,863
	3 生活保護費	4,917,597	3,192	4,920,789
3 衛 生 費		126,352,544	35,512	126,388,056
	1 公衆衛生費	111,242,269	21,063	111,263,332
	2 環境衛生費	12,220,509	11,721	12,232,230
	3 医 薬 費	1,290,319	2,728	1,293,047
4 農 水 産 業 林 費		67,850,106	287,942	68,138,048

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	19,391,102	22,547	19,413,649
	2 畜 産 業 費	3,359,347	63	3,359,410
	3 農 地 費	22,419,024	73,253	22,492,277
	4 林 業 費	16,562,223	184,786	16,747,009
	5 水 産 業 費	6,118,410	7,293	6,125,703
5 商 工 費		75,037,366	3,210	75,040,576
	1 商 業 費	59,759,736	3,000	59,762,736
	2 工 鉱 業 費	12,202,044	210	12,202,254
6 土 木 費		96,495,530	826,537	97,322,067
	1 河川海岸費	35,801,979	665,537	36,467,516
	2 港 湾 費	5,014,692	21,000	5,035,692
	3 都市計画費	8,544,600	140,000	8,684,600
7 警 察 費		40,165,876	207,105	40,372,981
	1 警察管理費	35,784,887	207,105	35,991,992
8 教 育 費		142,705,001	89,825	142,794,826

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	30,061,257	71,811	30,133,068
	2 社会教育費	2,873,353	18,014	2,891,367
9 災害復旧費		27,812,434	2,094,729	29,907,163
	1 農林水産業 災害復旧費	8,849,529	1,358,729	10,208,258
	2 土木災害 復旧費	17,763,210	736,000	18,499,210
歳 出 合 計		950,456,201	10,426,233	960,882,434

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	金額
1 総務費		千円 3,765,051
	1 総務管理費	767,675
	2 企画費	2,681,052
	3 防災費	316,324
2 民生費		188,571
	1 社会福祉費	16,882
2 児童福祉費		171,689
3 衛生費		105,302
	1 公衆衛生費	105,302
4 労働費		796,584
	1 職業訓練費	796,584
5 農林水産業費		4,567,644
	1 農業費	1,984,351
	2 水産業費	2,583,293
6 商工費		145,622
	1 商業費	37,378
	2 工鉱業費	7,792
	3 観光費	100,452

款	項	金 額
7 土 木 費		千円 25,673,141
	1 土 木 管 理 費	808,282
	2 河 川 海 岸 費	23,969,999
	3 住 宅 費	894,860
8 警 察 費		623,880
	1 警 察 管 理 費	591,677
	2 警 察 活 動 費	32,203
9 教 育 費		8,321,998
	1 教 育 総 務 費	20,000
	2 高 等 学 校 費	5,197,287
	3 特 別 支 援 学 校 費	2,326,911
	4 社 会 教 育 費	689,363
	5 保 健 体 育 費	88,437
10 災 害 復 旧 費		18,555,631
	1 総 務 災 害 復 旧 費	552,525
	2 商 工 災 害 復 旧 費	55,000
	3 土 木 災 害 復 旧 費	17,940,152
	4 教 育 災 害 復 旧 費	7,954
合	計	62,743,424

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 衛 生 費		千円 30,000	千円 190,209
	1 環 境 衛 生 費	30,000	190,209
2 農 林 水 産 業 費		7,545,400	19,996,569
	1 農 地 費	3,510,000	10,278,534
	2 林 業 費	4,035,400	9,718,035
3 土 木 費		13,196,680	32,159,980
	1 道 路 橋 り よ う 費	7,084,680	22,443,134
	2 港 湾 費	1,665,500	2,708,068
	3 都 市 計 画 費	4,446,500	7,008,778
4 災 害 復 旧 費		760,000	8,925,791
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	760,000	8,925,791
合 計		21,532,080	61,272,549

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和6年度	4,541
2 行政職員初任者研修バス等賃借	令和6年度	3,503
3 広報関係業務	令和6年度	51,860
4 首都圏広報業務	令和6年度	10,068
5 県北広域本部仮設庁舎整備事業	令和6年度 ～令和11年度	214,500
	年次別内訳	
	令和6年度	25,025
	令和7年度	42,900
	令和8年度	42,900
	令和9年度	42,900
令和10年度	42,900	
令和11年度	17,875	
6 くまモン利用許諾審査業務	令和6年度	23,554
7 県立劇場管理運営業務	令和6年度 ～令和10年度	2,348,315
	年次別内訳	
	令和6年度	469,663
	令和7年度	469,663
	令和8年度	469,663
	令和9年度	469,663
令和10年度	469,663	
8 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和6年度	140,089
9 保健・医療・福祉関係業務	令和6年度	34,934

事 項	期 間	限 度 額	
10 総合福祉センター管理運営業務	令和6年度 ～令和8年度	千円 138,537	
	年次別内訳		
	令和6年度 令和7年度 令和8年度	46,179 46,179 46,179	
11 北部発達障がい者支援センター運営業務	令和6年度 ～令和10年度	147,305	
	年次別内訳		
	令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	29,461 29,461 29,461 29,461 29,461	
	12 子ども・若者総合相談センター運営業務	令和6年度 ～令和8年度	61,200
	年次別内訳		
令和6年度 令和7年度 令和8年度	20,400 20,400 20,400		
13 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和6年度	79,688	
14 児童家庭支援センター運営業務	令和6年度 ～令和8年度	170,196	
	年次別内訳		
	令和6年度 令和7年度 令和8年度	56,732 56,732 56,732	
15 応急仮設住宅賃借	令和6年度	191,898	
16 環境センター管理運営業務	令和6年度 ～令和8年度	72,366	
	年次別内訳		
	令和6年度 令和7年度 令和8年度	24,122 24,122 24,122	
17 大気汚染監視業務	令和6年度	1,493	

事 項	期 間	限 度 額
18 水質環境調査業務	令和6年度	千円 32,415
19 しごと相談・支援センター関係業務	令和6年度	9,806
20 障がい者特別委託訓練業務	令和6年度 ～令和7年度	11,630
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	5,815 5,815
21 地域無料就労相談窓口関係業務	令和6年度	65,122
22 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	令和6年度	2,739
23 国営土地改良事業負担金	令和6年度 ～令和19年度	156
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度	 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13
24 積算基礎資材単価調査業務	令和6年度	46,000
25 治山事業	令和6年度	73,000
26 山地災害危険地区等調査業務	令和6年度	25,000

事 項	期 間	限 度 額
27 生食用カキ検査業務	令和6年度	千円 3,063
28 水産環境整備事業	令和6年度	248,000
29 樋合漁港漁港利用調整施設管理運営業務	令和6年度 ～令和10年度	30,585
	年次別内訳	
	令和6年度	6,117
	令和7年度	6,117
	令和8年度	6,117
令和9年度	6,117	
令和10年度	6,117	
30 牛深漁港漁港浄化施設管理運営業務	令和6年度 ～令和10年度	133,360
	年次別内訳	
	令和6年度	26,672
	令和7年度	26,672
	令和8年度	26,672
令和9年度	26,672	
令和10年度	26,672	
31 水産物供給基盤機能保全事業	令和6年度	220,000
32 水産生産基盤整備事業	令和6年度	125,000
33 水産研究センター施設整備事業 上天草市	令和6年度	79,448
34 くまモン隊管理運営事業	令和6年度	186,682
35 くまモンスクエア管理運営業務	令和6年度 ～令和8年度	22,176
	年次別内訳	
	令和6年度	7,392
令和7年度	7,392	
令和8年度	7,392	
36 観光統計パラメータ調査事業	令和6年度	4,810

事 項	期 間	限 度 額
37 庁用自動車賃借	令和6年度	千円 17,862
38 建設単価調査業務	令和6年度	45,855
39 建設産業若手人材確保対策事業	令和6年度	24,000
40 道路維持費	令和6年度	210,000
41 道路新設改良費	令和6年度	420,000
42 河川掘削事業費	令和6年度	145,000
43 港湾建設費	令和6年度	1,230,000
44 益城復興事務所施設賃借	令和6年度 ～令和9年度	16,000
	年次別内訳	
	令和6年度	4,000
	令和7年度	4,000
	令和8年度	4,000
令和9年度	4,000	
45 鞠智城PR事業	令和6年度	18,000
46 公立学校教員採用選考考査委託業務	令和6年度	22,080
47 県立高等学校半導体関連人材育成事業	令和6年度	29,876
48 ほほえみスクールライフ支援事業	令和6年度	107,532
49 就学支援金相談窓口関係業務	令和6年度	16,140
50 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和6年度	4,307

事 項	期 間	限 度 額
51 熊本農業高校農業センター棟等照明設備 改修事業 熊 本 市	令和6年度	千円 9,902
52 菊池農業高校屋上防水改修事業 菊 池 市	令和6年度	120,364
53 菊池支援学校屋上防水改修事業 菊 池 市	令和6年度	23,560
54 特別支援学校仮設校舎賃借	令和6年度 ～令和7年度	42,350
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	16,940 25,410
55 こども図書館関係業務	令和6年度	1,334
56 県立美術館本館改修事業 熊 本 市	令和6年度	228,429
57 給食業務	令和6年度 ～令和7年度	227,293
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	114,930 112,363

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 職業能力開発拠点整備事業 熊本市	令和6年度 ～令和7年度	千円 1,284,970	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	千円 1,298,779
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,250,595 34,375		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,264,404 34,375
2 奄北地区農村地域防災減災事業 氷川町	令和6年度 ～令和7年度	1,577,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	1,977,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	703,000 874,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	703,000 1,274,000
3 警察関係業務	令和6年度 ～令和8年度	316,524	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和8年度	1,122,926
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	209,608 53,458 53,458		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	947,740 121,728 53,458
4 県立高等学校仮設校舎賃借	令和6年度 ～令和10年度	382,801	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	858,694
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	74,896 99,861 99,861 99,861 8,322		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	258,187 283,152 201,335 107,698 8,322
5 県営農地等災害復旧事業	令和6年度 ～令和7年度	2,200,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	2,400,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,200,000 1,000,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,400,000 1,000,000
6 県有施設等管理業務	令和6年度 ～令和9年度	7,722	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	3,942,749
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	3,378 1,948 1,198 1,198		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,247,039 302,934 293,769 51,518 47,489

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
7 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和10年度	千円 669,139	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	千円 2,362,922
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	447,742 81,833 48,529 48,317 42,718		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	1,360,900 704,577 187,564 57,740 52,141
8 事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,142,259	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和11年度	2,876,144
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	524,331 387,070 378,015 373,467 304,520 174,856		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	621,246 535,260 518,344 513,721 443,949 243,624

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>耕地災害 現年発生国庫 補助事業費</p>	<p>千円 2,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。</p>

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
治山国庫補助事業費	2,931,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	2,970,000			
河川国庫補助事業費	1,993,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	2,154,000			
港湾建設国庫補助事業費	364,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	373,000			
公共土木過 年発生国庫 補助事業費	2,151,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	2,252,000	(補 正 前 に 同 じ)		
単県農業農村 整備事業費	47,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	110,000			
単県治山事業費	177,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	185,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	9,804,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	10,091,000			
		(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	おいては、 当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができ る。				
計	17,467,000				18,135,000			

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費補正			
変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		890,000	1,348,573
	1 港 湾 費	890,000	1,348,573
合	計	890,000	1,348,573

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 熊本港コンテナターミナル管理運営業務	令和6年度 ～令和10年度	千円 356,352
	年次別内訳	
	令和6年度	66,864
	令和7年度	72,372
	令和8年度	72,372
	令和9年度 令和10年度	72,372 72,372
2 八代港コンテナターミナル管理運営業務	令和6年度 ～令和10年度	362,820
	年次別内訳	
	令和6年度	72,564
	令和7年度	72,564
	令和8年度	72,564
	令和9年度 令和10年度	72,564 72,564
3 庁舎等管理業務	令和6年度	11,818

令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		60,000
	1 港 湾 費	60,000
合 計		60,000

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和6年度	千円 8,440
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和6年度	6,860
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和6年度	6,780
熊本北部流域下水道管路保守業務	令和6年度	3,500
球磨川上流流域下水道管路保守業務	令和6年度	3,000
八代北部流域下水道管路保守業務	令和6年度	3,300

令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和6年度 ～令和8年度	千円 399,178
	年次別内訳	
	令和6年度	290,761
	令和7年度	90,543
	令和8年度	17,874

令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和6年度	千円 73,476
医事業務	令和6年度 ～令和8年度	81,684
	年次別内訳	
	令和6年度	27,228
	令和7年度	27,228
	令和8年度	27,228

令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,686,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ994,142,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		223,515,409	2,000,000	225,515,409
	1 地方交付税	223,515,409	2,000,000	225,515,409
2 分担金及び負担金		3,934,796	1,166,354	5,101,150
	1 分担金	633,442	215,667	849,109
	2 負担金	3,301,354	950,687	4,252,041
3 国庫支出金		203,264,808	25,514,287	228,779,095
	1 国庫負担金	48,368,357	239,051	48,607,408
	2 国庫補助金	153,142,925	25,275,236	178,418,161
4 繰越金		5,281,502	441,225	5,722,727
	1 繰越金	5,281,502	441,225	5,722,727
5 諸収入		69,953,286	57,581	70,010,867
	1 雑収入	9,379,304	57,581	9,436,885
6 県債		86,805,000	14,507,000	101,312,000
	1 県債	86,805,000	14,507,000	101,312,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 入 合 計		950,456,201	43,686,447	994,142,648

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,659,544	7,972	1,667,516
	1 議 会 費	1,659,544	7,972	1,667,516
2 総 務 費		52,317,202	1,575,752	53,892,954
	1 総務管理費	20,184,679	56,793	20,241,472
	2 企 画 費	12,981,018	253,895	13,234,913
	3 徴 税 費	7,863,447	19,334	7,882,781
	4 市 町 村 振 興 費	6,687,889	1,202,025	7,889,914
	5 選 挙 費	1,776,327	81	1,776,408
	6 防 災 費	2,051,875	38,197	2,090,072
	7 統 計 調 査 費	426,035	2,411	428,446
	8 人 員 会 事 委 員 会 費	180,351	1,591	181,942
	9 監 査 委 員 費	165,581	1,425	167,006
3 民 生 費		109,333,598	668,479	110,002,077
	1 社会福祉費	60,789,261	587,121	61,376,382

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	42,826,418	70,430	42,896,848
	3 生活保護費	4,917,597	10,928	4,928,525
4 衛生費		126,352,544	1,248,601	127,601,145
	1 公衆衛生費	111,242,269	937,904	112,180,173
	2 環境衛生費	12,220,509	235,905	12,456,414
	3 保健所費	1,599,447	26,469	1,625,916
	4 医薬費	1,290,319	48,323	1,338,642
5 労働費		3,962,495	6,575	3,969,070
	1 労政費	227,494	1,343	228,837
	2 職業訓練費	3,313,602	4,525	3,318,127
	3 労働委員会費	111,753	707	112,460
6 農水産業林費		67,850,106	10,261,696	78,111,802
	1 農業費	19,391,102	84,804	19,475,906
	2 畜産業費	3,359,347	12,114	3,371,461
	3 農地費	22,419,024	5,465,462	27,884,486

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 林業費	16,562,223	3,316,902	19,879,125
	5 水産業費	6,118,410	1,382,414	7,500,824
7 商工費		75,037,366	2,979,405	78,016,771
	1 商業費	59,759,736	928,514	60,688,250
	2 工鉱業費	12,202,044	1,793,586	13,995,630
	3 観光費	3,075,586	257,305	3,332,891
8 土木費		96,495,530	25,060,981	121,556,511
	1 土木管理費	2,866,380	15,940	2,882,320
	2 道路橋りょう費	42,271,900	9,422,844	51,694,744
	3 河川海岸費	35,801,979	8,930,332	44,732,311
	4 港湾費	5,014,692	2,121,201	7,135,893
	5 都市計画費	8,544,600	4,568,947	13,113,547
	6 住宅費	1,995,979	1,717	1,997,696
9 警察費		40,165,876	533,125	40,699,001
	1 警察管理費	35,784,887	514,173	36,299,060

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 警察活動費	4,380,989	18,952	4,399,941
10 教 育 費		142,705,001	1,343,861	144,048,862
	1 教育総務費	30,061,257	105,919	30,167,176
	2 小学校費	36,455,840	493,458	36,949,298
	3 中学校費	21,786,932	282,286	22,069,218
	4 高等学校費	33,373,936	289,488	33,663,424
	5 特別支援 学 校 費	14,267,734	145,016	14,412,750
	6 大 学 費	1,418,546	16,335	1,434,881
	7 社会教育費	2,873,353	9,369	2,882,722
	8 保健体育費	2,467,403	1,990	2,469,393
	歳 出 合 計	950,456,201	43,686,447	994,142,648

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,413,771
	1 企 画 費	234,771
	2 市町村振興費	1,179,000
2 民 生 費		614,973
	1 社 会 福 祉 費	563,332
	2 児 童 福 祉 費	49,546
	3 生 活 保 護 費	2,095
3 衛 生 費		969,449
	1 公 衆 衛 生 費	927,876
	2 医 薬 費	41,573
4 農 林 水 産 業 費		1,388,200
	1 農 業 費	25,000
	2 水 産 業 費	1,363,200
5 商 工 費		204,500
	1 観 光 費	204,500
6 土 木 費		8,912,441
	1 河 川 海 岸 費	8,912,441
7 教 育 費		61,728

款	項	金 額
	1 教育総務費	千円 61,728
合	計	13,565,062

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 衛 生 費		千円 30,000	千円 50,652
	1 環 境 衛 生 費	30,000	50,652
2 農 林 水 産 業 費		7,545,400	16,279,561
	1 農 地 費	3,510,000	8,950,000
	2 林 業 費	4,035,400	7,329,561
3 土 木 費		13,196,680	29,266,194
	1 道 路 橋 り よ う 費	7,084,680	16,478,061
	2 港 湾 費	1,665,500	3,782,757
	3 都 市 計 画 費	4,446,500	9,005,376
合	計	20,772,080	45,596,407

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	2,380,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	3,066,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	420,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	490,000			
農地防災国庫補助事業費	408,000	融機構、会社、 その他	利率見直	均等償還又は	532,000			
湛水防除国庫補助事業費	587,000	(借入方法)	し方式で	元金均等償還、	1,105,000			
造林国庫補助事業費	33,000	証書借入又	る資金に	満期一括償還	483,000			
林道国庫補助事業費	583,000	は証券発行(他	ついで、	等	625,000			
治山国庫補助事業費	2,931,000	の地方公共団	利率の見	ただし、県	3,369,000			
漁港国庫補助事業費	463,000	体との共同発	直しを行	財政の都合に	1,064,000			
観光施設整備事業費	128,000	行を含む。)	った後に	より、繰上償	230,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	6,668,000	(その他)	おいては、	還をなし、又				
道路維持国庫補助事業費	3,062,000	工事その他	当該見直	は借換えをす				
河川国庫補助事業費	1,993,000	の都合により、	し後の利	ることができ				
砂防国庫補助事業費	2,981,000	一部又は全部	率)	る。				(補正前に同じ)
河川海岸保全国庫補助事業費	151,000	を翌年度以降			10,232,000			
港湾建設国庫補助事業費	364,000	に繰り下げて			3,579,000			
土地区画整理事業費	444,000	借り入れるこ			3,633,000			
街路国庫補助事業費	1,154,000	とができる。			5,571,000			
都市公園整備事業費	161,000	発行価格が			229,000			
		額面金額を下			1,591,000			
		回るときは、			549,000			
		その発行差額			2,858,000			
		をうめるため			212,000			
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		とすることができる。						
計	25,120,000				39,627,000			

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

令和5年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,864,114千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		868,440	548	868,988
	1 使用料	868,440	548	868,988
歳 入 合 計		2,863,566	548	2,864,114
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		1,851,871	548	1,852,419
	1 港湾費	1,851,871	548	1,852,419
歳 出 合 計		2,863,566	548	2,864,114

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,490,096千円	499千円	3,490,595千円
第1項 営業費用	3,413,485千円	499千円	3,413,984千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「487,043千円」を「487,543千円」に、「29,180千円」を「32,770千円」に、「457,863千円」を「454,773千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,464,136千円	187,500千円	1,651,636千円
第1項 企業債	326,000千円	39,000千円	365,000千円
第2項 補助金	802,450千円	109,000千円	911,450千円
第3項 負担金	326,825千円	39,500千円	366,325千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,951,179千円	188,000千円	2,139,179千円
第1項 建設改良費	1,458,069千円	188,000千円	1,646,069千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代北部流域下水道建設事業 (受変電設備等) 八 代 市	令和6年度 ～令和7年度	千円 516,000
	年次別内訳	
	令和6年度	112,500
令和7年度	403,500	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	58,281千円	499千円	58,780千円

令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	2,537,105千円	4,582千円	2,541,687千円
第1項 営業費用	2,174,794千円	4,582千円	2,179,376千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	480,229千円	4,582千円	484,811千円

令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	1,261,460千円	604千円	1,262,064千円
第1項 営業費用	1,217,272千円	604千円	1,217,876千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	64,180千円	604千円	64,784千円

令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	44,846千円	380千円	45,226千円
第1項 営業費用	36,846千円	380千円	37,226千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	9,480千円	380千円	9,860千円

令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,720,989千円	11,195千円	1,732,184千円
第1項 医 業 費 用	1,692,324千円	11,195千円	1,703,519千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,045,899千円	11,195千円	1,057,094千円

熊本県告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
--------------------	-------

社会医療法人 芳和会 天草ふれあいクリニック 天草市丸尾町16-34	令和6年(2024年)1月1日
---------------------------------------	-----------------

熊本県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
障害者支援施設 居屋敷の里 菊池市七城町流川421番地	社会福祉法人 七城福祉会 菊池市七城町流川421番地 中津 弘子	短期入所	令和6年(2024年)1月1日

熊本県告示第32号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

備品（什器）一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含む)までに行う。

熊本県告示第33号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
備品(厨房機器)一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するもの、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第34号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
山村皮膚科医院	荒尾市大島字角田133-5	令和5年(2023年)8月15日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田中歯科医院	宇土市定府町新屋敷24-1	令和5年(2023年)8月20日
竜北歯科クリニック	八代郡氷川町鹿野322-5	令和5年(2023年)10月22日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あじさい薬局	水俣市桜井町3丁目2-1	令和5年(2023年)10月31日
さくら調剤薬局 臨港店	八代市大村町字溝口344-1	令和5年(2023年)10月31日
さくら調剤薬局 八代本	八代市本町1丁目8-8	令和5年(2023年)

町店		10月31日
さくら調剤薬局 竹原店	八代市竹原町1439-9	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 人吉店	人吉市土手町37	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 瓦屋店	人吉市瓦屋町1720-6	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 西間店	人吉市西間上町字今宮25 74-2	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 九日町店	人吉市九日町102番1	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 医療センター前店	人吉市老神町27番地1	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 松橋店	宇城市松橋町きらら2丁目 4番7号	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 菊陽店	菊池郡菊陽町津久礼300 9-3	令和5年(2023年) 10月31日
さくら調剤薬局 菊陽東店	菊池郡菊陽町馬場楠字屋敷 427-7	令和5年(2023年) 10月31日

熊本県告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あまくさ乳腺クリニック	天草市八幡町16番20号	令和5年(2023年) 10月1日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いちもり歯科クリニック	八代郡氷川町網道287-8	令和5年(2023年) 10月23日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あじさい薬局	水俣市桜井町3丁目2-1	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 臨港店	八代市大村町字溝口344-1	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 八代本町店	八代市本町1丁目8-8	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 竹原店	八代市竹原町1439-9	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 九日町店	人吉市九日町102番1	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 瓦屋店	人吉市瓦屋町1720-6	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 西間店	人吉市西間上町字今宮25 74-2	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 医療セ	人吉市老神町27番地1	令和5年(2023年)

ンター前店		11月1日
さくら調剤薬局 人吉店	人吉市土手町37番地	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 松橋店	宇城市松橋町きらら2丁目 4番7号	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 菊陽店	菊池郡菊陽町津久礼300 9-3	令和5年(2023年) 11月1日
さくら調剤薬局 菊陽東店	菊池郡菊陽町馬場楠字屋敷 427-7	令和5年(2023年) 11月1日

熊本県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
湊上病院	水俣市塩浜町2番19号	令和元年(2019年) 11月19日
まえかわ整形外科	天草市東町7-43	令和5年(2023年) 9月30日
ハル内科皮膚科クリニック	菊池郡菊陽町大字津久礼2 377番地1	令和5年(2023年) 9月30日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
第二武末歯科診療所	人吉市瓦屋町1866-2 4.	令和5年(2023年) 8月31日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ファーコス薬局 めろん	八代郡氷川町鹿島1047	令和5年(2023年) 10月31日

熊本県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
荒尾市立有明医療センター 荒尾市荒尾26 00番地	名称		令和5年(2023年)10月1日
	荒尾市民病院	荒尾市立有明医療センター	
つくれクリニック 菊池郡菊陽町津	所在地		令和4年(2022年)2月26日
	菊池郡菊陽町津久礼 2684-1	菊池郡菊陽町津久礼 2528-5	

久礼2528-5		
----------	--	--

(薬局)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
菊池中通り薬局 菊池市隈府115番地6	所在地 菊池市隈府110-4		令和5年(2023年)10月1日
	菊池市隈府115番地6		

(訪問看護)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
セントケア訪問看護ステーション 八代 八代市鏡町下有佐189-1	所在地 八代郡氷川町宮原字下宮後479番		令和5年(2023年)10月1日
	八代市鏡町下有佐189-1		

熊本県告示第38号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
前田整形外科	宇城市松橋町松橋1441-1	令和5年(2023年)10月1日
まえかわ整形外科	天草市東町7-43	令和5年(2023年)10月1日
ハル内科皮フ科クリニック	菊池郡菊陽町大字津久礼2377番地1	令和5年(2023年)10月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
新生堂薬局 光の森店	菊池郡菊陽町光の森3丁目12-5	令和5年(2023年)10月1日
まごころ薬局	八代郡氷川町鹿島1047番地	令和5年(2023年)11月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションプロッサムやつしろ	八代市郡築三番町81番2号103号	令和5年(2023年)11月1日
セントケア看護小規模八代	八代市鏡町下有佐189-1	令和5年(2023年)10月3日
訪問看護ステーション紬	山鹿市山鹿438番地3大宮パークハイツ201	令和5年(2023年)11月15日
訪問看護ステーションのぞみ	球磨郡錦町西239番地3	令和5年(2023年)10月1日

熊本県告示第39号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参

加する者に必要な資格等について告示する。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
備品(木製畳ベッドほか) 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第40号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
備品(電化製品) 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第41号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

備品(AED) 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要な書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

消耗品(衣類タンスほか) 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め

- る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第43号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

消耗品(厨房機器)一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第44号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
消耗品（敷布団ほか） 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第45号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
消耗品（電化製品） 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続
- (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第46号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - 消耗品(散水ホースほか) 一式
- 2 入札参加資格
 - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - 熊本県出納局管理調達課管理班
 - 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 - 公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 - 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 - (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

公 告

熊本県公告第16号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る仮設店舗賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 熊本県土木部道路都市局都市計画課人吉・益城復興推進室
 - 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
 - 令和5年(2023年)11月21日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
 - 大和リース株式会社熊本支店
 - 熊本市中央区南熊本五丁目1番1
- 5 落札金額

- 93,825,600円(うち消費税及び地方消費税の額8,529,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)10月10日

熊本県公告第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により緑川地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 令和6年(2024年)1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 令和6年(2024年)1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 令和6年(2024年)1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 令和6年(2024年)1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第21号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区田迎一丁目7番14号
- 2 築造者の氏名 松栄住宅株式会社
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字横原1385番9
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 106.33メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)12月13日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第116号

熊本県公告第22号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス津奈木店

水俣市小津奈木字大丸472番1

2 変更しようとする事項の概要

大規模小売店舗の所在地

変更前：水俣市小津奈木町字大丸472番1

変更後：水俣市小津奈木字大丸472番1

3 変更する年月日

令和5年（2023年）12月4日

4 届出年月日

令和5年（2023年）12月22日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課

令和6年（2024年）1月12日から令和6年（2024年）5月13日まで

6 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年（2024年）5月13日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第23号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス津奈木店

水俣市小津奈木字大丸472番1

2 変更しようとする事項の概要

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時間：午前10時 閉店時間 午後9時

変更後 開店時間：午前9時 閉店時間 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後9時30分まで

変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時00分から午後10時00分まで

変更後 24時間

3 変更する年月日

令和5年（2023年）12月23日

4 届出年月日

令和5年（2023年）12月22日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課

令和6年（2024年）1月12日から令和6年（2024年）5月13日まで

6 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年（2024年）5月13日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第24号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県宇城第203号	株式会社浦野 熊本県宇城市不知火町松合2767-14	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ

熊本県公告第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により天草市から本渡都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第26号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

備品（什器）一式

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

令和6年（2024年）6月21日（金）

(5) 納入場所

熊本市北区打越町38-1

熊本県立清水が丘学園

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本市告示第521号）による審査の上、入札参加者であることを有すると決定された者のおおりの競争入札参加資格を有している場合、本入札に参加するに際しては、入札参加資格申請内容変更届を次のア及びイの受付期間に提出し、入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
入札参加資格審査申請書に添付する書類を熊本県立清水が丘学園へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間には公告の日から令和6年（2024年）1月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年（2024年）2月9日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）2月9日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）2月22日（木）まで行う。

- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、裏封筒に「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたらなお、再入札受付締切日時までに再入札を行うこと。再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ ウ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- エ オ カ キ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
明らかに連合によると認められる入札
紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク ケ コ サ シ ス セ 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
錯誤による入札である入札執行者が認めた入札
電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができると認められる場合は、当該
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)

第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金を免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行し、誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項

各号に掲げる日を除く。)

8 S u m m a r y

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
fixtures (office supplies)
- (2) Delivery period:
June 21, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen
38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
860-0086, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: February 22, 2024 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than February 21, 2024
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第27号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
備品(厨房機器) 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和6年(2024年)6月21日(金)
- (5) 納入場所
熊本市北区打越町38-1
熊本県立清水が丘学園
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアが間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 提出の方法
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第25号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立清水が丘学園へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明願(書)」による。)を受け付けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間中は公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時までとする。ただし、公告の期間が終了後とも該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時
 (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札
 エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
 オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 明らかに連合によると認められる入札
 キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
 ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
 シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の期間は、契約期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証（保険契約に係る保険証券を提出したとき）

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを行って全額誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

- 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
 fixtures (Kitchen Equipment)
- (2) Delivery period:
 June 21, 2024
- (3) Delivery Place:
 Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen
 38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
 860-0086, Japan
- (4) Date and Place for tender:
 Date: February 22, 2024 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
 Tender must arrive no later than February 21, 2024
- (7) Other:
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第28号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
 令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
 備品（木製畳ベッドほか） 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
 発注仕様書による。
- (4) 納入期限
 令和6年（2024年）6月21日（金）
- (5) 納入場所
 熊本市北区打越町38-1
 熊本県立清水が丘学園
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1

10分の100に相当する金額により入札すること。
 (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)まで定める条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加者であること。等に関する要綱（平たれた者のおう札参加資格が有しない場合は、次からエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有し、入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時まで

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による熊本県立清水が丘学園へ提出し、審査を受け、本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間

は公告の日から令和6年（2024年）1月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年（2024年）2月9日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 - 1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時
 - (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
 - (ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、裏封筒に「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたら、再入札通知書に掲げる日までに再入札を行うこと。また、再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

 - ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札
 - エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
 - オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに連合によると認められる入札
 - キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
 - ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 - コ 紙入札による入札であるが入札執行者が認めた入札
 - サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
 - シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
(ア) 納付期限 5(3)の申出期限
(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
 - イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行して誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
b 添付書類
イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券
イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）
c 提出期限 5(3)の申出期限
d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班

- 電話番号 096-333-2581
- ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
- 電話番号 096-373-2032
- ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
fixtures (Wooden Beds etc)
- (2) Delivery period:
June 21, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen
38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
860-0086, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: February 22, 2024 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than February 21, 2024
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第29号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
備品（電化製品）一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和6年（2024年）6月21日（金）
- (5) 納入場所
熊本市北区打越町38-1
熊本県立清水が丘学園
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額

- 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とす（配送費等納入に要する一切の相当する額を加算した金額）をもち、当該金額とす（配金額が当該金額の10分の1に切り捨てた金額）をもち、かかる費用は、円未満の端数は、消費税及び地方消費税の10分の100に相当するが、この場合、本県競争入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (8) 仕書に特段の定めがない限り、本県競争入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) この入札は、最低制限価格を設定しない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- (1) 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることをこの資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加者であること。なお、入札参加資格を有している場合は、次条の(3)の提出期間に合致しない場合がある。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者であること。この資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加者であること。なお、入札参加資格を有している場合は、次条の(3)の提出期間に合致しない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
- イ 公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時まで
- ウ 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- エ 提出の方法
- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を提示している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明（書）」間には公告の日から令和6年（2024年）1月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)の仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和6年（2024年）2月9日（金）午後5時まで

- (4) 提出先
1 (2) の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時
- (イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によるものと認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- カ シ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (2) の入札・契約

担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。
ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とするることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関する事。

- 熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
fixtures (electric appliances)
- (2) Delivery period:
June 21, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen
38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
860-0086, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: February 22, 2024 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than February 21, 2024
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第30号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
備品（AED）一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和6年（2024年）6月21日（金）
- (5) 納入場所
熊本市北区打越町38-1
熊本県立清水が丘学園
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
 塞、破損等で使用できなくなる等の理由によりICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (7) 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とす(配送費等納入に要する一
 切の費用を含む)。入札金額(当該金額に1円未満の端数は、その端数を10
 に相当する額を加算し、たかだか10未満の端数は、消費税込の金額の1
 0分の1に切り捨てる)をもち、免れ金に上乗せする。入札者は、見積もった契約希望金額の1
 10分の1以上の特段の相対する金額に上乗せする。入札者は、入札のとき、その端数を10
 年熊本県告示第420号)の規定を適用し、及び熊本県競争契約入札心得(昭和39
 託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)まで定める条件の全てを満たす者であることをこの資格等に関する要綱(成
 績)の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者であること。資格を有すると決定さ
 れた者のうち、入札参加資格を有しない場合は、次項のとおり競争入札参加者のうち、本入札に参
 加資格を審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有し、入札参加資格申請内容変更届を次のア
 加する期間に降も随時受ける。また、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更
 が間に合わない場合がある。ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期
 間

公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
 イの場合、本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送
 する場合は、ア(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の
 (2) 更生計画認可の決定を受けていること。また、申立てをなされた者には、裁判所から当該申立てに係る
 (3) 更生計画認可の決定を受けていること。また、申立てをなされた者には、裁判所から当該申立てに係る
 (4) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年
 (5) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年
 を受け、本調達物品の仕様に適合している書類を熊本県立清水が丘学園へ提出し、審査
 本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明願(書)」
 による。)を受けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間
 は公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時までとする。ただ
 し、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日ま
 でに間に合わない場合もある。

- 3 入札参加のための確認申請
 (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす
 者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すこ
 と。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 2(5)の仕様適合証明願(書)
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式
 で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)
 アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを
 超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げ
 る書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書
 類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出す
 ること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ
 れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

- (1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
 入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ク 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

- セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とするることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
- 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 ア 契約保証金を納付する場合
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
 (ア) 納付期限 5(3)の申出期限
 (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 (イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行し、これを全額に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
 なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
 a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
 b 添付書類
 イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券
 イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）
 c 提出期限 5(3)の申出期限
 d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関する事。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:
fixtures (AED)

(2) Delivery period:

June 21, 2024

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen

38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

860-0086, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: February 22, 2024 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

(6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than February 21, 2024

(7) Other:

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第31号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

消耗品（衣類ダンスほか） 一式

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

令和6年（2024年）6月21日（金）

(5) 納入場所

熊本市北区打越町38-1

熊本県立清水が丘学園

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に

類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとめて定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証（保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上にわたって締結し、これらを行って全額誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
 - ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Consumables (Clothing Drawers etc)
 - (2) Delivery period:
June 21, 2024
 - (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen
38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
860-0086, Japan
 - (4) Date and Place for tender:
Date: February 22, 2024 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
 - (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
 - (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than February 21, 2024
 - (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第32号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
消耗品（厨房機器） 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和6年（2024年）6月21日（金）
- (5) 納入場所
熊本市北区打越町38-1

(6) 熊本県立清水が丘学園(紙入札システム)を用いて行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札は、電子入札システムを利用し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札の期間内に熊本県に熊本の紙入札による入札はできない。認められる者、閉塞、破損等使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。入札金額(当該金額に1円未満の端数は、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするの。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の10分の100に相当する金額により入札すること。熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を適用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(8) 最低制限価格の設定

(9) この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

(1) 次の(1)から(5)まで定める条件の全てを満たす者であることをこの資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加者であること。この資格を有すると決定された者のおお入札参加資格を有しない場合は、次項のAからEまでのとおり競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間に合致しない場合がある。

イ 公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、Aの受付期間内に添付とする。

(2) 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明願(書)」による。)を受けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間には公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式

で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1 (2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 コ 錯誤による入札である入札執行者が認めた入札
 サ 電子入札システムによる入札執行において入札執行（開札）日までに指名停止措置その
 の他指名の取消事由に該当した者の入札
 シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない
 入札
 ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない
 者のICカードを使用して行った入札
 セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ
 かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約
 担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。
 ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容につ
 いて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該
 入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に
 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、
 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）
 第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を者
 行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者
 が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定す
 る。

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本
 県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した
 日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号
 に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規
 定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道
 債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小
 切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証
 でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければなら
 ない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保
 証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約
 保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に
 県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保期間の終日は、契約間
 以降とする。）を締結し、当該履行保証（当該保険に係る保険証券を提出したとき。
 人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付す
 る事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上わたって締結し、これを
 履行しないこととならぬおそれがないと認められるとき。（その者が、契約を
 履行しないこととならぬおそれがないと認められるときに限る。）

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法
 人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付す
 る事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上わたって締結し、これを
 履行しないこととならぬおそれがないと認められるとき。（その者が、契約を
 履行しないこととならぬおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請
 に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

- イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
- c 提出期限 5(3)の申出期限
- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達書は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Consumables (Kitchen Equipment)
- (2) Delivery period:
June 21, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen
38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
860-0086, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: February 22, 2024 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time-limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than February 21, 2024
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第33号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
消耗品(敷布団ほか) 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。

- (4) 納入期限
令和6年(2024年)6月21日(金)
- (5) 納入場所
熊本市北区打越町38-1
熊本県立清水が丘学園
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システムはできない。紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認システム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者、アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数は、その端数を切り捨てる)をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本人札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立清水が丘学園へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明(書)」による。)を受けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間には公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時までとする。ただし、公告の期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札者のおいて同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理を有する入札者のおいて
- ク 紙入札による入札者のおいて2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札者のおいて入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札である入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札者のおいて入札執行(開札)日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札者のおいて入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札者のおいて入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行う・及び次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者とならなければならない入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日等を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日等を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でない)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証(当該履行保証(当該保険の保額期間の終日は、契約期間以降とする。))を締結し、当該履行保証(保険契約に係る保険証券を提出したとき)

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人を含む。)及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上(これを併せて締結し、これを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請

に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(7)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Consumables (mattress etc)

(2) Delivery period:

June 21, 2024

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen

38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

860-0086, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: February 22, 2024 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

(6) Time-limit for tender by mail (Registered only):

Tender must arrive no later than February 21, 2024

(7) Other:

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第34号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

消耗品(電化製品) 一式

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
 発注仕様書による。
- (4) 納入期限
 令和6年(2024年)6月21日(金)
- (5) 納入場所
 熊本市北区打越町38-1
 熊本県立清水が丘学園
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用し、行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムを利用者登録を既に行っている者による入札は、公表後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム、紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受け、紙入札による入札はできない。認められる者
 ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)まで定める条件の全てを満たす者であること。等に関する要綱(1)物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格を有すると決定されたおのり入札参加資格区分が「物品」に登録されている場合は、次からエまでの場合、本入札に参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有し、入札参加資格申請期間に合致しない場合がある。
- (1) 平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加者であること。等に関する要綱(1)物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格を有すると決定されたおのり入札参加資格区分が「物品」に登録されている場合は、次からエまでの場合、本入札に参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有し、入札参加資格申請期間に合致しない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
 公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、ア(1)の受付期間内に第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (2) 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による熊本県立清水が丘学園への提出し、審査を受ける。本入札に係る仕様(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明(書)」による。)を受けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間には公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願(書)
 - (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間
公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで
 - (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
 - (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。
 - (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- エ 紙入札による入札において記名額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合による入札であると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をとした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 電子入札システムによる入札である入札執行者が認めた入札
- サ 錯字による入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とするこができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の違い
 (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含め、平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含め、平成元年熊本県条例第1条第1項各号)に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
 ア 契約保証金を納付する場合
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

- (ア) 納付期限 5(3)の申出期限
- (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付す

る事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:
Consumables (electric appliances)

(2) Delivery period:
June 21, 2024

(3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen
38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
860-0086, Japan

(4) Date and Place for tender:
Date: February 22, 2024 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580

(6) Time-limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than February 21, 2024

(7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第35号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

- 消耗品（散水ホースほか）一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
 発注仕様書による。
- (4) 納入期限
 令和6年（2024年）6月21日（金）
- (5) 納入場所
 熊本市北区打越町38-1
 熊本県立清水が丘学園
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、本入札の承認を受け、電子入札の続行が可能と認められる者
 アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするのを、問わず、消費税及び地方消費税の10分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な事項
- 次の(1)から(5)まで定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間を受付期間以降も随時受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
 公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県ホームページの管理調達ページからダウンロードすること。
 エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立清水が丘学園へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立清水が丘学園の審査を受ける期間

- は公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願(書)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月9日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時まで電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものみなす。
- (6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれか又はその落札者による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札、変更した入札による入札において、金額を訂正した入札、エ紙入札による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札、オ紙入札による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札、ケ紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札、コ錯誤による入札である入札執行者が認めたと入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札、シ電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札、ス電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札、セその他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行うことができ、次及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をもとに定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に

県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき、（イ）契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Consumables (Watering Hoses)

(2) Delivery period:

June 21, 2024

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Shimizugaoka Gakuen

38-1 Uchikoshi, Kita-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 860-0086, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: February 22, 2024 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

(6) Time-limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than February 21, 2024

(7) Other:

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県教育委員会告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

令和6年度（2024年度）熊本県立大津支援学校通学バス運行業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」、に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第4号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和6年度（2024年度）熊本県立大津支援学校通学バス運行業務

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立大津支援学校（管理棟1階 事務室）

郵便番号 869-1235 菊池郡大津町大字室1381番地

(3) 業務の内容

令和6年度（2024年度）熊本県立大津支援学校通学バス運行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

(5) 履行場所

熊本県菊池郡大津町大字室1381番地 熊本県立大津支援学校

（大津支援学校と指定する停留所を始発・終着とする路線・別添仕様書に記載のとおり）

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
 公告の日から令和6年(2024年)1月29日(月)午後5時まで

(4) 提出先
 1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)1月29日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。

(3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時00分
 (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をしている場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約

担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとめて定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立大津支援学校（管理棟1階 事務室）

電話番号 096-293-0486

ファックス番号 096-293-8052

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をもとめて定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
ただし、(1)アについては午前8時30分から午後5時まで（熊本県の休日をもとめて定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）とする。

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Outsourcing of school bus services for Kumamoto Prefectural Oozu Special-needs Education School, for fiscal year 2024

(2) Date and Place for tender

Date : February 22, 2024, 10:00 a.m.

Place : Kumamoto Prefectural Oozu Special-needs Education School

- (The first floor in administration building office)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Oozu Special-needs Education School
1381 Muro Oozu Town Kikuchi Gun Kumamoto Prefecture
869-1235, Japan
Phone : 096-293-0486
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県教育長 白石伸一

- 競争入札に付する事項
令和6年度（2024年度）熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」、に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県教育長 白石伸一

- 競争入札に付する事項
 - 業務の名称
令和6年度（2024年度）熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務
 - 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立松橋西支援学校（管理棟1階 事務室）
郵便番号 869-0502 宇城市松橋町松橋308-1
 - 業務の内容
令和6年度（2024年度）熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - 委託期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

(5) 履行場所 宇城市松橋町松橋308-1 熊本県立松橋西支援学校(松橋西支援学校と指定する停留所を始発・終着とする4路線)(業務委託仕様書に記載のとおり)

(6) 入札方式(紙入札併用案件) この入札は、電入札システムを使用し、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに入札し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札の期間内に熊本県に熊本県電入札システムはできない。認められる者が失効、閉塞、破損等で使用できなくなる。ICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額 入札金額は、本業務(仕様書記載内容)に要するバス4台の1日当たりの合計単価とす。落札金額(当該金額に1円未満の端数は、消費税及び地方消費税の110分の10を加算した金額)をもち、免落札金額より入札する。この場合、積もった契金100分の10に相当する金額を切り捨てることとする。0に相当する金額については、入札者との積もった契金100分の10に相当する金額を切り捨てることとする。

(8) 入札金額について、平成14年1月30日付け九運公福第61号、一部改正平成16年3月19日付け、一部改正令和5年11月14日付け、による九州運輸局長名で公示された『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命に』の運賃・料金の範囲及び適用方法を遵守すること。

(9) 仕様書の特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県運用基準の規定)を適用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項 次の(1)から(6)まで定める条件の全てを満たす者であること。等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有する者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間(競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。))の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に添付とする。

(2) 更生計画認可の決定を受けている者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 再生計画認可の決定を受けている者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年)

(5) 認可に関する審査基準を満したし、許認可を受けていること。指名停止等の措置要領(平成14年)

(6) 道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運公福第61号、一部改正平成16年3月19日付け、一部改正平成26年3月26日付け、一部改正令和5年8月25日付け、一部改正令和5年11月14日付け、による九州運輸局長名で公示された『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の範囲及び適用方法により積算すること。を証する確約書を提出する者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けするため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許認可を受けていることを証する書類

ウ 2(6)による運賃・料金により積算することを証する確約書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、PDF形式で1つのファイルに集約の上提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)1月29日(月)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)1月29日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時00分

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立松橋西支援学校(管理棟1階 事務室)

電話番号 0964-33-2797

ファックス番号 0964-33-2737

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
ただし、(1)アについては午前8時30分から午後5時まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）とする。

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Outsourcing of school bus services for Kumamoto Prefectural Matsubasenishi Special-needs Education School, for fiscal year 2024
- (2) Date and Place for tender
Date : February 22, 2024, 10:00 a.m.
Place : Kumamoto Prefectural Matsubasenishi Special-needs Education School
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Matsubasenishi Special-needs Education School
308-1 Matsubase Matsubase Town Uki City Kumamoto Prefecture
869-0502, Japan
Phone : 0964-33-2797
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 競争入札に付する事項
令和6年度（2024年度）熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第3号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和6年度(2024年度)熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立荒尾支援学校(管理棟1階 事務室)
郵便番号 864-0032 熊本県荒尾市増永西長浦2299-3
- (3) 業務の内容
令和6年度(2024年度)熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県立荒尾支援学校(荒尾支援学校と指定する停留所を始発・終着とする4路線)(業務委託仕様書等に記載のとおり)
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公表後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に電子入札システムによる入札はできない。提出し、熊本県側のシステム障害により電子入札の統行が不可能と認められる者
アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本業務(仕様書記載の内容)に要するバス4台の合計費用の1日当たりの金額とす。落札決定に当たっては、金額に該当する金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額は、円未満の端数は切り捨てた金額)をもとに、落札金額とする。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かによる見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
(8) 入札金額については、「道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運公福第61号、一部改正平成16年3月19日付け、一部改正平成26年3月26日付け、第一部改正令和5年8月25日付け、一部改正令和5年11月14日付け、による九州運輸局長で公示されている『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令』について、運賃・料金の範囲及び適用方法を遵守すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、受付け期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで
イ競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る

- 再生計画認可の決定を受けていること。契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年
 (4) 熊本県告示第811号及び業務委託等項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年
 (5) 道路運送法に基づく九州運輸局の「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び
 認可に関する審査基準」を満たし、許可を受けたい九運九州運輸局長で公示され
 (6) 道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運九州運輸局長で公示され
 16年3月19日付け、一部改正平成26年3月26日付け、一部改正令和5年8月
 25日付け、一部改正令和5年11月14日付け、に九運九州運輸局長で公示され
 ている「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命を提出する者であること。
 金の範囲及び適用方法により積算すること。を証明する確約書
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす
 者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類
 ウ 2(6)による運賃・料金により積算することを証する確約書
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札シ
 ステムにより、PDF形式で1つのファイルに集約の上提出すること。ただし、(1)
 アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバ
 イトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を
 (1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該
 書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出
 すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ
 れた競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、
 (1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限
 る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和6年（2024年）1月29日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出
 があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）1月2
 9日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札
 説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日
 から令和6年（2024年）2月22日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年（
 2024年）2月21日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札するこ
 と。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和6年（2024年）2月22日（木）午前10時00分
 (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した
 入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。
 ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年（2024年）2月21日（
 水）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することと
 する。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び
 「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時
 を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別
 の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、
 中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札に
 よる入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵
 送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行
 事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立荒尾支援学校（管理棟1階 事務室）

電話番号 0968-62-1131

- イ ファックス番号 0968-69-1064
競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
- ウ ファックス番号 096-381-9010
電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

ただし、(1)アについては午前8時30分から午後5時まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）とする。

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Outsourcing of school bus services for Kumamoto Prefectural Arao Special-needs Education School, for fiscal year 2024

(2) Date and Place for tender

Date : February 22, 2024, 10:00 a.m.

Place : Kumamoto Prefectural Arao Special-needs Education School
(The first floor in administration building office)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Arao Special-needs Education School
2299-3 Masunaga, Nishinagaura, Arao City, Kumamoto Prefecture
864-0032, Japan

Phone : 0968-62-1131

(4) Other

Language : Japanese

Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

令和6年度（2024年度）熊本県立熊本支援学校通学バス運行業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審

査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含める)まで行う。

熊本県教育委員会公告第5号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和6年度(2024年度)熊本県立熊本支援学校通学バス運行業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立熊本支援学校(管理棟1階 事務室)
郵便番号 862-0941 熊本市中央区出水五丁目5番16号
- (3) 業務の内容
令和6年度(2024年度)熊本県立熊本支援学校通学バス運行業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区出水五丁目5番16号 熊本県立熊本支援学校
(熊本支援学校と指定する停留所を始発・終着とする路線・別添仕様書に記載のとおり)
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システム利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、1日当たりの委託料とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 入札金額については、「道路輸送法に基づく、平成14年1月30日付け九運公福第61号、一部改正平成16年3月19日付け、一部改正平成26年3月26日付け、一部改正令和5年8月25日付け、一部改正令和5年11月14日付け、による九州運輸局長で示されている『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令』に基づいての運賃・料金の範囲及び適用方法」を遵守すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」、に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間(受付期間)以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月19日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 道路運送法に基づく九州運輸局による「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可に関する審査基準」を満たし、許可を受けていること。

(6) 道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運公福第61号、一部改正平成16年3月19日付け、一部改正平成26年3月26日付け、一部改正令和5年8月25日付け、一部改正令和5年11月14日付け、による九州運輸局長名で公示されている「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命について」の運賃・料金の範囲及び適用方法により積算することを証する確約書を提出する者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類

ウ 2(6)による運賃・料金により積算することを証する確約書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、PDF形式で1つのファイルに集約の上提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年（2024年）1月29日（月）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）1月29日（月）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）2月22日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年（2024年）2月21日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年（2024年）2月22日（木）午前10時00分

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年（2024年）2月21日（水）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び

「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1日あたりの単価)に運行日数(199日)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県立熊本支援学校（管理棟1階 事務室）
電話番号 096-371-2323
ファックス番号 096-371-0078
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
ただし、(1)アについては午前8時30分から午後5時まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）とする。

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Outsourcing of school bus services for Kumamoto Prefectural Kumamoto Special-needs Education School, for fiscal year 2024
- (2) Date and Place for tender
Date : February 22, 2024, 10:00 a.m.
Place : Kumamoto Prefectural Kumamoto Special-needs Education School
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Kumamoto Special-needs Education School
5-5-16 Izumi, Chuo Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-0941 Japan
Phone : 096-371-2323
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和5年（2023年）12月21日に認定したので、次のとおり告示する。

なお、令和4年（2022年）熊本県労働委員会告示第3号は、廃止する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美

熊本市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道熊本水道労働組合、自治労熊本市上下水道評議会及び熊本市役所第一職員労働組合については、当該上下水道局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局本庁	総括審議員、技監、総括契約担当審議員、総括雨水担当審議員、雨水担当技監、部長、首席審議員、首席給与担当審議員、首席契約担当審議員、首席雨水担当審議員、首席工事検査審議員、課長、副課長、審議員、給与担当審議員、契約担当審議員、雨水担当審議員、工事検査審議員、総務課長補佐（人事担当の課長補佐に限る。）、総務課主査（人事担当及び総務担当の主査に限る。）、人事事務主務担当者
浄化センター	所長

熊本県道路公社公告第3号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県道路公社 理事長 村上 義幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 松有道R05一工06号
- (2) 工事名 気象観測設備改修工事
- (3) 工事場所 上天草市松島町地内(松島有料道路)
- (4) 工事概要 気象観測装置改修 1式
遠方監視設備改修 1式
撤去工 1式
- (5) 工期 令和7年(2025年)1月31日まで(余裕期間90日間を含む)
- (6) 予定価格 46,820,400円(入札書比較価格42,564,000円)
- (7) その他

ア 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。

イ 本工事は、総合評価落札方式に係る自己採点型の適用案件である。

ウ この入札は、書面による入札である。

エ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。

オ この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。

カ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に定める対象建設工事である。

キ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

ク 本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。

また、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合は、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

ケ 1) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める。特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて(熊本県土木部長通知)(令和3年(2021年)8月23日付け監第377号)」の1.に記載されている要件を満たさなければならない。

2) 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、前項に記載の通知における別添様式(特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項)を提出すること。

コ この工事は、余裕期間90日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事の始期を選定する「任意着手方式」としている。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型一般競争入札公告共通事項書・熊本県道路公社所管工事(以下「共通事項書」という。)第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	電気通信工事
熊本県における格付等級又は経営事項審査の総合評定値	電気通信工事の総合評定値が700点以上。 ただし、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を受けている者については加算後の総合評定値。
営業所の所在地	九州地域内に営業所を有すること。
設計業務等の受託者との関連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名：株式会社 オリエンタルコンサルタンツ

	本店所在地：東京都渋谷区本町3丁目12番1号	
経営事項審査の審査基準日の期間	令和4年(2022年)6月30日から令和6年(2024年)1月29日まで	
施工実績に関する事項	平成21年度(2009年度)以降、元請けとして国内において完成した公共工事の電気通信工事で、気象観測装置または遠方監視制御装置の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)	
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
	施工経験	平成21年度(2009年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資格等	電気通信工事に關し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者(主任技術者となる資格を有する者)又は電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者(監理技術者となる資格を有する者)。 ただし、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は、電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア) 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点89点を与え、それに技術評価における技術評価項目ごとの得点の合計点である加算点(11点満点)及び施工体制評価点(30点満点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。

イ) 評価値 = 技術評価点(標準点+加算点+施工体制評価点) / 入札価格
 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒヤリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(平成16年熊本県告示第331号。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒヤリングを省略する場合がある。
 また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒヤリングのための追加資料の提出を求める。

① 施工体制に係る審査方法の通知

- ・期日 令和6年(2024年)1月30日(火)
- ・方法 ヒヤリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。

② ヒヤリングのための追加資料の提出

- ・期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から令和6年(2024年)2月5日(月)午後5時まで
- ・方法 追加資料の提出(2部)を求めた場合は、4の入札・契約担当課に持参すること。

③ 施工体制確認のためのヒヤリング

- ・期日 令和6年(2024年)2月20日(火)
- ・方法 ヒヤリングを行う場合は、説明者は、熊本県道路公社松島道路管理事務所に来所し説明を行うこと。

なお、説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

(2) 評価に関する基準

(1)の加算点の評価項目、評価基準及び得点配分は、(別添)評価に関する基準のとおりとする。

(別添)評価に関する基準(自己採点表)

【通常工事】

様式10

評価に関する基準 (簡易型I)

松有道R05-工06号 気象観測設備改修工事

評価項目	評 価 内 容	評 価 基 準	配 点	自己採点 (応札者)	得 点	
企業 の 評 価	同種工事の施工実績 国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気通信設備工事(※4)」の施工実績 (評価する工事は、2件とする。)	・国、熊本県又は熊本県道路公社発注工事は、1件につき0.5点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。	1.0点	/1.00点		
			0.75点			
			0.5点			
			0.25点			
			0.0点			
当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成した「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし	1.5点	/1.5点		
			0.15点~1.35点			
			0.0点			
優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 上記に該当しない	0.5点	/0.5点		
			0.25点			
			0.0点			
地域精通度	建設業法上の主たる営業所の所在地	熊本県内 上記に該当しない	0.5点	/0.5点		
			0.0点			
地域貢献度	熊本県内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績、又は過去2年間(※10)の社会貢献活動の実績	災害支援活動の実績、又は単独での社会貢献活動の実績あり 団体での社会貢献活動の実績あり 双方の活動の実績なし	0.5点	/1.5点		
			0.25点			
			0.0点			
	熊本県内における工場の有無または事業所(県内在住の正社員20人以上)の有無	工場有りまたは事業所(正社員20人以上)有り 上記に該当しない	0.5点			
			0.0点			
全ての1次下請が県内企業(※12)、又は県内企業による全て自社施工	全ての1次下請が県内企業、又は県内企業による全て自社施工 上記に該当しない	0.5点				
		0.0点				
小計(企業実績等)				/5.00点		
補正率		5点/小計点			5/5	
補正後の得点(企業実績等)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)			/5.00点	
働き方改革への取り組み	本工事で週休2日を実施する	現場閉所型の4週8休(※13)を実施する 上記に該当しない	0.5点	/0.5点		
			0.0点			
小計(企業)				/5.50点		
配置予	配置予定技術者の資格 「1級電気通信工事施工管理技士、又は技術士(電気電子部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得	1.0点	/1.0点		
			0.5点			
			0.0点			
	優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 上記に該当しない	0.5点	/0.5点	
				0.25点		
0.0点						
主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気通信設備工事(※4)」の施工経験 (評価する工事は、2件とする。)	・国、熊本県又は熊本県道路公社発注工事は、1件につき0.5点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。	1.0点	/1.00点		
			0.75点			
			0.5点			
			0.25点			
0.0点						

定技術者の評価	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、平成30年度(2018年度)以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「電気通信工事」の工事成績評定点(※15) (評価する工事は、1件とする。)	83点以上	1.5点	/1.5点	
			74~82点	0.15点~1.35点		
			73点以下、又は実績なし	0.0点		
		継続教育の取得状況	過去3年間(※16)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上	0.5点	/0.50点
				10~19ユニット(単位)	0.25点	
				0~9ユニット(単位)	0.0点	
		若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置(ただし、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※17)に限る。)	現場代理人として配置する	0.5点	/0.50点
				全工程に従事する担当技術者として配置する	0.25点	
				配置しない	0.0点	
		小計(技術者)				/5.00点
	補正率		5点/小計点		5/5.	
	補正後の得点(技術者)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)		/5.00点	
	合 計				/10.50点	

語句の定義

- (※1) 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。
- (※2) 熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。
- (※3) 平成25年度(2013年度)以降：平成25年(2013年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※4) 電気通信設備工事：請負額500万円以上の電気通信工事で施工した気象観測装置工事または遠方監視制御装置工事
- (※5) 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部。
- (※6) 過去5年間：平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※7) 「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。
- (※8) 平成30年度(2018年度)以降：平成30年(2018年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※9) 同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。
- (※10) 過去2年間：令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※11) 県産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。
- (※12) 県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。
- (※13) 現場閉鎖型の4週8休：現場閉鎖型では現場閉鎖率28.5%以上、交替制では平均休日率28.5%以上。
- (※14) ICT活用工事(○〇工)、熊本県土木部ICT活用工事(○〇工)試行要領による。
- (※15) 「電気通信工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額500万円以上の工事。
- (※16) 過去3年間：令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※17) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。

★工事成績評定点に係る配点表		
工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)
83点以上	1.50点	1.50点
82点	1.35点	1.35点
81点	1.20点	1.20点
80点	1.05点	1.05点
79点	0.90点	0.90点
78点	0.75点	0.75点
77点	0.60点	0.60点
76点	0.45点	0.45点
75点	0.30点	0.30点
74点	0.15点	0.15点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点は【満点×(工事成績評定点-73点)÷10】により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

施工体制評価	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点	/15.0点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点	
		その他	0.0点	
	施工体制確保の確実	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点	/15.0点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点	
	その他	0.0点		
	小計(施工体制)			/30.00点
施工体制評価点合計				/30.00点

4 入札等担当課

区分	担当課	電話番号等	住 所
入札・契約担当	総務課	T E L 0 9 6 4 - 2 8 - 3 3 1 0 F A X	〒 8 6 1 - 4 2 1 4 熊本市南区城南町舞原 字東 1 9 4 番地 (一般)

		0 9 6 4 - 2 7 - 4 8 8 4	財団法人 熊本県建設 技術センター内)
技術担当 監督担当	有料道路課	T E L 0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 3 1 F A X 0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 3 5	〒 8 6 1 - 6 1 0 2 熊本県上天草市松島町 合津 5 9 6 4 - 4 (松 島道路管理事務所内)

5 提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 共通事項書第4の1の(1) ※別記様式1を使用すること。
 - イ 共通事項書第4の1の(2) ※2の営業所の所在地が熊本県以外の場合
 - ウ 共通事項書第4の1の(3)
 - エ 共通事項書第4の1の(4) ※別記様式2を使用すること。
 - オ 共通事項書第4の1の(5) ※別記様式3を使用すること。
 - カ 共通事項書第4の1の(6) ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合別記様式3の2を使用すること。
 - キ 共通事項書第4の1の(7) ※別記様式4を使用すること。
- (2) 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 共通事項書第4の1の(8) ※別記様式5～8を使用すること。

6 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配付	令和6年(2024年)1月12日(金)から 令和6年(2024年)1月29日(月)まで	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホームページに掲載する。
質問書の提出	令和6年(2024年)1月12日(金)から 令和6年(2024年)1月22日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
質問に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から令和6年(2024年)1月24日(水)まで	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホームページに掲載する。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から令和6年(2024年)1月29日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から令和6年(2024年)1月29日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
入札及び開札の場所	熊本市南区城南町舞原字東194番地 一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研修室	持参による。
入札及び開札の日時	令和6年(2024年)1月30日(火)午前 10時00分	
落札者決定通知	令和6年(2024年)2月7日(水) (予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)2月27日(火) (予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)3月11日(月) (予定)	書面による。

<p>競争参加資格がないと認められた理由、落札者とならなかった理由の説明要求</p>	<p>令和6年(2024年)2月15日(木)まで(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)3月5日(火)まで(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)3月18日(月)まで(予定)</p>	<p>4の入札・契約担当課へ持参すること。</p>
<p>上記要求に対する回答</p>	<p>令和6年(2024年)2月22日(木)まで(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)3月12日(火)まで(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)3月25日(月)まで(予定)</p>	<p>書面による。</p>

7 その他

- (1) 入札者が1者のときは、この入札を取りやめる。
- (2) この入札は、競争参加資格確認申請書を公告に示す期間までに郵送(書留郵便に限る。)又は持参により受付け、入札後落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札であり、競争参加資格確認申請書を期限までに適切に提出しない者は、落札者として決定されない場合があるため、入札公告及び共通事項書に留意すること。また、技術申請書及び競争参加資格確認申請書に添付する書類が同一であってもそれぞれ申請書ごとに添付して提出すること。
- (3) 熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領(令和4年熊本県告示第285号)及び熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(令和4年熊本県告示第286号)により、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の適用区分及び低入札価格調査制度における失格判断基準価格の算定方法が改定されているので留意すること。
- (4) その他の事項については、熊本県道路公社ホームページに掲載する共通事項書に示すとおりとする。

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【工事名：気象観測設備改修工事】

(会社名)

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること。
<input type="checkbox"/>	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること(県内工事に限る)。
<input type="checkbox"/>	(6) 単体企業で受注している工事であること。
<input type="checkbox"/>	(7) 低入札価格調査基準価格未満で入札したことによる低入札価格調査対象工事でないこと。
<input type="checkbox"/>	(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
<input type="checkbox"/>	(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
<input type="checkbox"/>	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
<input type="checkbox"/>	(11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
<input type="checkbox"/>	(12) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしていること。

※レまたは■を記載すること

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ
の提出(各要件を確認するための提出書類の添付は不要)とし、各要件を確認するための提出
書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を
併せて提出すること。

熊本県都市計画審議会公告第2号

第163回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県都市計画審議会

- 日時
令和6年(2024年)1月17日(水)午前10時00分から正午まで
- 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題
【審議】
(1)熊本都市計画道路の変更の件(中九州横断道路熊本環状連絡線)
(2)熊本都市計画道路の変更の件(大津合志線外2線)
(3)大津都市計画道路の変更の件(大津合志線)
(4)人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書の件
- 傍聴者の定員
20名
- 傍聴手続
(1)傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
(2)(1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
(3)傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(4)傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
(1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
(2)はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
(3)会場内での飲食はできません。
(4)会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。
(5)会場内で携帯電話、機器を使用することはできません。
(6)その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 留意点
審議案件(1)については、公開としますが、審議案件(2)~(4)については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に該当しますので、非公開とします。
なお、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当する場合には、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)
電話番号:096-333-2520

熊本県教育委員会告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月12日

熊本県立小川工業高等学校長 真田 武

- 競争入札に付する事項
小川工業高校新実習棟への実習機器等物品移転業務
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」、詳細業種が「運送業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を

- 得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)1月29日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第6号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)1月12日

熊本県立小川工業高等学校長 真 田 武

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称

小川工業高校新実習棟への実習機器等物品移転業務
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立小川工業高等学校(管理棟1階 事務室)
郵便番号 869-0631 熊本県宇城市小川町北新田770
 - (3) 業務の内容

小川工業高校新実習棟への実習機器等物品移転業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (4) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年(2024年)4月30日(火)まで
 - (5) 履行場所

熊本県立小川工業高等学校
熊本県宇城市小川町北新田770
 - (6) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額

入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」、詳細業種が「運送業務」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和6年（2024年）1月29日（月）午後5時まで
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの場合、アの受付期間内に添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、本業務と類似する業務に直接の履行実績を1件以上有すること。なお、この類似業務とは本業務と同規模程度の物品（実習機器等の各種精密機器等）移設を指し、什器類などの一般物品に限定した作業のみを履行したもののや小規模な運搬作業等の履行実績は除くものとする。
- (6) 国土交通大臣又は地方運輸局長から一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (7) 仕様書の別紙「移設物品一覧表」のランク「A」に記載されている物品について、受託者及びメーカー及びメーカーが指定する業者が、仕様書の別紙「機器等調整ランク表」で規定する作業の履行を証明する書類を提出すること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 2の(5)に係る履行実績を証する直接契約の契約書の写し
 ウ 2の(6)に係る一般貨物自動車運送業の許可書、運行管理者証の写し
 エ 2の(7)に係るメーカーごとの履行証明書（Aランク）
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ、ウ、エに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ、ウ、エに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ、ウ、エに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
 公告の日から令和6年（2024年）2月15日（木）午後5時まで

(4) 提出先
 1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）2月15日（木）午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月28日(水)まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 令和6年(2024年)2月20日(火) 午後2時00分
イ 場所 熊本県宇城市小川町北新田770 熊本県立小川工業高等学校
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月27日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和6年(2024年)2月28日(水)午後2時
(イ) 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月27日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がある場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知に掲げる日時までには再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札金額の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(4)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (9) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (11) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を用いる条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を用いる条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県立小川工業高等学校（管理棟1階 事務室）
電話番号 0964-43-1151
ファックス番号 0964-43-4970
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を用いる条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
 - (1) Name and Content of Consignment
The movement of school property such as elaborate equipment to Ogawa Technical High School's New training facility
 - (2) Date and Place for tender
Date : February 28, 2024, 2:00 p.m.
Place : Kumamoto Prefectural Ogawa Technical High School
(The first floor of the administration building office)
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Ogawa Technical High School
770, Kitashinden, Ogawamachi, Uki City, Kumamoto Prefecture
869-0631, Japan
Phone : 0964-43-1151
 - (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）1月12日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気（低圧）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）1月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）1月12日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気（低圧）
 - (2) 使用予定電力量（2年間）

ア 低圧電力相当契約	493,030 kWh
イ 従量電灯B相当契約	963,302 kWh
ウ 従量電灯C相当契約	674,654 kWh
エ 深夜電力B相当契約	6,906 kWh
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係（熊本県庁警察棟3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
電気（低圧）供給仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
令和6年（2024年）4月の検針日から令和8年（2026年）4月の検針日の前日まで
 - (7) 供給場所
ア 低圧電力相当は、仕様書に示す「低圧電力相当契約供給場所一覧」のとおり
イ 従量電灯B相当は、仕様書に示す「従量電灯B相当契約供給場所一覧」のとおり
ウ 従量電灯C相当は、仕様書に示す「従量電灯C相当契約供給場所一覧」のとおり
エ 深夜電力B相当は、仕様書に示す「深夜電力B相当契約供給場所一覧」のとおり
 - (8) 契約の種類
単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に

本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)に係る役員等一覧

ウ 2(6)に係る二酸化炭素排出係数の確認書類(国に提出した書類の写し等)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)1月26日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月22日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)2月22日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)、及び入札説明書に示す内訳書及び契約種別毎内訳明細書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月21日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換

え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書及び契約種別毎内訳明細書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び使用予定電力量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係
電話番号 096-381-0110（内線2263）

ファックス番号 096-381-9341

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続き（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
Planned use amount of electric power in two years in
A. Equivalent contract of low voltage electricity 493,030(kilowatt-hour)
B. Equivalent contract of meter-rate lighting B 963,302(kilowatt-hour)
C. Equivalent contract of meter-rate lighting C 674,654(kilowatt-hour)
D. Equivalent contract of night-time electricity 6,906(kilowatt-hour)
to be used in buildings that Kumamoto Prefectural Police Headquarters manages
- (2) Date and Place for tender
Date: February 22nd, 2024 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,
Property Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2263)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen